芦屋市議会における個人情報の保護に関する条例整備について

1 新個人情報保護法(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の 規定による改正後の個人情報の保護に関する法律)施行に伴う対応について

現在、芦屋市議会における個人情報の保護に関する制度については、芦屋市個人情報保護条例 第2条第1号の実施機関のひとつとして規定され、同条例により執行機関と同様に規律されて いる。

令和5年4月1日以後は、執行機関の個人情報の保護に関する制度については、新個人情報保護法により直接規律されることとなるが、議会は同法による規律の対象外となっているため、 芦屋市議会においては、現行の芦屋市個人情報保護条例に代わる新条例を制定し、同条例により規律することとする。

2 条例案作成に当たっての考え方

- (1) 1に記載のとおり、現在の個人情報の保護に関する制度は、市のいずれの機関であるかにかかわらず同一の制度となっているが、新個人情報保護法施行後についても執行機関と議会における個人情報保護が基本的に同一の制度となるよう整合性を図る(基本的に新個人情報保護法と同一の規定内容とする。)。
- (2) 執行機関との違いから議会特有の規定として必要となるものについては加えて規定する。

3 条例案について

(1) 条例案作成に当たっては、新個人情報保護法中の関係規定を基本的には引き写しつつ、執行機関の個人情報の保護に関する制度との整合性を図る必要がある規定については、必要な修正を加えるなどを行いながら作成した。

なお、全国市議会議長会が示した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律等との対照表」を参考とした。

- (2) 執行機関の個人情報の保護に対する考え方と整合性を図った規定
 - ア 条例案第17条第2項(個人情報ファイル簿を作成する対象となる個人情報ファイルの本 人数に係る規定)
 - イ 条例案第25条、第26条(開示決定の期限、開示決定等の期限の特例)
 - ウ 条例案第30条(開示請求の手数料)
 - エ 条例案第45条(審査請求があった場合の審査会への諮問)
 - オ 条例案第50条(専門的知見に基づく意見を聴く場合の審査会への諮問)
 - カ 条例案第51条(議会における条例の施行状況の公表)
 - キ 条例案第20条(情報公開条例との整合性)

(3) 議会独自の規定

ア 条例案第2条第10項、第11項(特定個人情報、保有特定個人情報に係る定義規定)

イ 条例案第26条第2項、第36条第2項、第43条第2項(改選後などの議長、副議長がと もにかけている期間は開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等までの期間に算入しない旨 の規定)

(4) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項

条例の規定による開示決定等に対する審査請求や個人情報の適正な取扱いを確保するため 専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、現行条例同様審査会に諮問で きるよう規定(第45条、第50条)するとともに、議会の個人情報の保護に関する条例制定の 際には、関係条例(芦屋市附属機関の設置に関する条例又は芦屋市情報公開・個人情報保護審 査会に関する条例)の規定を整備する。

執行機関の個人情報保護に対する考え方と整合性を図った規定

項目	議会条例案	市の考え方(方向性) ※「制度見直し検討項目」より抜粋
アフを対個ア人規信ルすな報の係報簿るるフ本る	フ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を恵ら 当該学術研究の目的のために利用するもの	【制度見直し検討項目3】 ① 本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするという「個人情報ファイル簿」の目的は、自己の個人情報の開示請求等に資するための「個人情報取扱事務登録簿」の目的に類似する。また、「個人情報取扱事務登録簿」に登録している項目は、法において必要とされていない項目を除き、概ね「個人情報ファイル簿」においても登録が行われるため、その存在及び利用実態を明確に市民に公表できる。よって、「個人情報ファイル簿」と「個人情報取扱事務登録簿」の両方を作成する意義は乏しく、行政事務の効率化の観点からも望ましくなく、「個人情報取扱事務登録簿」は廃止する。 ② 「個人情報取扱事務登録簿」を廃止した場合に、本人数が1,000人未満の「個人情報ファイル簿」を作成しないとなると、これまで本人数に制限がなく「個人情報取扱事務登録簿」として公表できていた情報が公表できなくなる。よって、これまでと同様に本人数の制限を設けず、1,000人未満の個人情報ファイル簿についても作成・公表する。
イ 開示決定 の期限、開示 決定等の期 限の特例	(開示状定等の期限の特例) 第26条 関示請求に係る保有個人情報が薬しく大量であるため 関示請求があった日から45日以内にその全てについ	【制度見直し検討項目2】 ・ 現行の市民の利便性(市民サービス)を維持するため、開示決定等の期限を現行の条例の期限と同じ15日以内とする。なお、延長後の期限は最大45日となるが、これまで延長決定を行った理由は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量のためであり、この場合は、改正法の特例で開示請求があった日から45日以内に開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等ができなかった残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすることができる。よって、事務の負担の増加は一定程度に制限され、開示決定等の事務そのものの遂行が困難になる事態は生じないと考えられる。

項目	議会条例案	市の考え方(方向性) ※「制度見直し検討項目」より抜粋
ウ 開示請求 の手数料	(開示請求の手数料) 第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。 2 第28条の規定により、写しの交付を受ける者は、議長が定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。	【制度見直し検討項目1】 ・現在の市民の制度利用にあたっての負担等が増大するような変更は望ましくなく、また、個人情報の開示制度が、個人の権利利益を保護するための制度であり、特定個人の便宜に供するものではないとの観点からすれば、手数料の額は引き続き無料とすることが適切であると考える。 ・一方で、負担の公平性の観点から、写しの作成に要する費用及び送付に要する郵送料は、引き続き実費負担とすることが適切であると考える。
エ 審査請求 があった 合の審査 への諮問	(審査会への諮問) 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条の表に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。) (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合 (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合 (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合 (2) 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。) (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。) (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)	【制度見直し検討項目7】 ① 現行の個人情報保護の水準を確保するという今回の制度改正の趣旨からも、市議会の意向を確認した上で、現行どおり芦屋市情報公開・個人情報保護審査会が議会の諮問を受けることとする。
オ 専門的知 見に基づく 意見を聴く 場合の審査 会への諮問	第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。	
カ 議会にお ける条例の 施行状況の 公表	(施行の状況の公表) 第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	【制度見直し検討項目9】 現行条例の事業者に関する規定(「事業者の責務(第4条)」を除く)について、事業者への指導・助言から勧告・公表までの制度は、法において規定され、国の個人情報保護委員会が行うこととされており、現行の制度を維持する意義は乏しいため規定しないこととする。 <u>その他については</u> 、個人情報の主体は市民であること、現行の個人情報保護の水準を維持することを踏まえ、「(仮称) 芦屋市個人情報保護法施行条例案」に記載のとおり、規定する方向とする。

項目	議会条例案	市の考え方(方向性)	※「制度見直し検討項目」より抜粋
項目 情報と 会性 開整	(保有個人情報の開示義務) 第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。)者しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報ウ当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人等の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。ア開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるも	【制度見直し検討項目8】 ・情報公開条例の不開示情報での調整規定は不要とする・法令秘情報は、法第78条	と大きな齟齬はみられないことから、新条例 る。 各号のいずれかに該当するものとして引き続 には、現行条例の不開示の範囲の同等のもの
	※ 改正法第78条第2項に基づき、情報公開条例との整合性を確保する必要があるものとして次の①②については条例		

項目	議会条例案	市の考え方(方向性)	※「制度見直し検討項目」より抜粋
	で定めることができる。		
	① 法が定める不開示情報に該当するものであっても、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として、本条例で定めるものは不開示情報から除外する (開示情報とする)。② 不開示情報とされていない情報であっても、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは不開示情報とする。		
	整合性を確保するための調整規定を条例で定める場合は、条例案第20条第1項本文の規定を「・・・・・・開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (情報公開条例第〇〇条に規定する情報を除く。)又は情報公開条例第△△条に規定する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、・・・・・開示しなければならない」とする必要があるが、市の考え方により、法と情報公開条例の不開示情報に大きな齟齬はないため、調整規定は規定しない。		

議会独自の規定 ア について

	特定個人	情報、保有物	特定個人情報に係る定義
			この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個
		第2条	人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第2
		第10項	7号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報
			をいう。
独	条	hote a ho	この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、
独自規定	条 例	第2条	又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものと
定	(案)	第11項	して、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されて いるものに限る。
			保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第2
		第12条	「保有特定個八個報に関しては、第2項第2万が5第4万まで及び第2
		第5項	については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄
			に掲げる字句とする。
	 行		 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応
	行政手続		し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であ
	続 に	第2条	って、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第
	等に関する法おける特定の個人を識品	に お 第8項 け	八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第
			五項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。
思			地方公共団体は、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関
関係法等	関する		の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第十六条第二項に規定する
等	Rする法律 人を識別す		個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、
	律別する		当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特
	るため	第32条	定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及び
	めの平		その設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂
	番号		正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項 に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び
	の 利		に
	用		HATE, COUNTY OF THE CHIEF OF THE CONTROL OF THE CON

1 全国市議会議長会の考え方

特定個人情報については番号法が特別法として適用され、同法の規定により利用制限及び提供制限がかかる。しかし、提供制限の例外は同法で規定されるのに対し、利用制限の例外は読み替えて適用される個人情報保護法の規定による。したがって、個人情報保護法の対象外である議会については、個人情報保護法の読替え適用が及ばないため、番号法第32条の趣旨に鑑み、条例で規定する必要がある。もっとも、議会が特定個人情報を利用することは、番号法上規定されておらず、いわゆる独自利用事

務においても長その他の執行機関の事務について条例で規定できるのみとされている。

したがって、議会が独自利用事務として特定個人情報を取得することはない。しかし、委任又は法令の規定等により、個人情報を取得すること自体は想定されるため、特定個人情報に係る規定のみは残す(当該特定個人情報については、番号法により情報提供ネットワークシステムを使用して提供することはできないため、情報提供等記録については、規定が不要)。

2 議会の考え方・方向性

全国市議会議長会の考え方を踏まえ、条例案第12条(利用及び提供の制限)第5項において、保有特定個人情報に関する規定を設けることから、第2条第10項で特定個人情報、同条第11項で保有特定個人情報に係る定義を規定する。

議会独自の規定 イ について

	改選後	などの議長、	副議長がともに欠けている期間は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決
	定等ま	での期間に算	入しない旨の規定
		第26条 第2項	前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副
独自規定			議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の
			期間に算入しない。
	条例		前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副
		第36条	議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の
	(案)	第2項	期間に算入しない。
		佐 4 0 夕	前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及
		第43条	び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同
		第2項	条の期間に算入しない。

1 全国市議会議長会の考え方

議長及び副議長がともに欠けている(具体的には、任期満了、議会の解散等を想定)期間中は、処分 庁が存在せず、処分をすることが不可能なため、当該期間の日数は、標準処理期間に算定しない(議長 のみが欠けているときは、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が処分庁となる。)。

なお、議長に事故がある場合は、処分庁は存在しており、処分をすることが不可能とはいえないため、標準処理期間に算入する。

2 議会の考え方・方向性

全国市議会議長会の考え方を踏まえ、議長及び副議長がともに欠けている期間中は、当該期間の日数は開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の標準処理期間に算定しない規定とする。

芦屋市議会個人情報の保護に関する条例(案)とデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律。以下「改正後個人情報保護法」という。)等との対照表

全国市議会議長会をはじめ三議長会が、各議会の参考に供するため、総務省及び個人情報保護委員会と協議し、作成した条例(例)に、<mark>赤字</mark>で 修正を加えて本市議会条例案としたもの(左欄)

※表中下線部分は、条例案と改正後個人情報保護法で規定が異なる部分

改正後個人情報保護法の欄で条文が斜体になっている部分は条文の順番が前後する部分、又は、改正後個人情報保護法以外の法の規定を記載 芦屋市議会個人情報の保護に関する条例(案)及び備考欄の<mark>赤字部分</mark>は、全国市議会議長会作成の条例例に修正を加えた部分 芦屋市議会個人情報の保護に関する条例(案)の欄の網掛け部分は、執行機関の個人情報保護法施行条例案等と整合性を図る必要がある部分

芦屋市議会個人情報の保護に関する条例(案)	改正後個人情報保護法
目次	目次
第1章 総則(第1条一第3条)	第一章 総則(第一条一第三条)
	第二章~第四章 略
	第五章 行政機関等の義務等
	第一節 総則 (第六十条)
第2章 個人情報等の取扱い(第4条一第16条)	第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い(第六十一条
	一第七十三条)
第3章 個人情報ファイル(第17条)	第三節 個人情報ファイル (第七十四条・第七十五条)
第4章 開示、訂正及び利用停止	第四節 開示、訂正及び利用停止
第1節 開示 (第18条一第30条)	第一款 開示 (第七十六条—第八十九条)
第2節 訂正(第31条一第37条)	第二款 訂正 (第九十条一第九十七条)
第3節 利用停止(第38条一第43条)	第三款 利用停止(第九十八条—第百三条)
第4節 審査請求 (第44条一第46条)	第四款 審査請求 (第百四条一第百七条)
	第五款 (略)
	第五節 (略)
第5章 雑則(第47条一第52条)	第六節 雜則 (第百二十四条一第百二十九条)
	第六章 (略)
	第七章 雜則 (第百七十一条一第百七十五条)
第6章 罰則(第53条一第57条)	第八章 罰則 (第百七十六条一第百八十五条)
附則	附則

芦屋市議会個人情報の保護に関する条例(案)	改正後個人情報保護法	備考(全国市議会議長会コメント)
第1章 総則	第一章 総則	(赤字)は本市議会事務局が記載
(目的)	(目的)	
第1条 この条例は、芦屋市議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・各議会に共通する最小限の 目的を規定したもの。 ・各議会において、必要に応じ て修正されたい。
(dustrial)	益を保護することを目的とする。	
(定義)	(定義)	
第2条 この条例において「個人情報」とは、生存	第二条 この法律において「個人情報」とは、生存	(参考:現行条例第2条)
する個人に関する情報であって、次の各号のいず	する個人に関する情報であって、次の各号のいず	
れかに該当するものをいう。	れかに該当するものをいう。	
(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の	一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の	(参考:現行条例第2条)
記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的	記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的	
方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚	方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚	

によっては認識することができない方式をい	によっては認識することができない方式をい	
う。次項第2号において同じ。)で作られる記録	う。次項第二号において同じ。) で作られる記録	
をいう。以下同じ。) に記載され、若しくは記録	をいう。以下同じ。) に記載され、若しくは記録	
され、又は音声、動作その他の方法を用いて表	され、又は音声、動作その他の方法を用いて表	
された一切の事項(個人識別符号を除く。)をい	された一切の事項(個人識別符号を除く。)をい	
う。以下同じ。) により特定の個人を識別するこ	う。以下同じ。) により特定の個人を識別するこ	
とができるもの(他の情報と容易に照合するこ	とができるもの(他の情報と容易に照合するこ	
とができ、それにより特定の個人を識別するこ	とができ、それにより特定の個人を識別するこ	
とができることとなるものを含む。)	とができることとなるものを含む。)	
(2) 個人識別符号が含まれるもの	二 個人識別符号が含まれるもの	(参考:現行条例第2条)
2 この条例において「個人識別符号」とは、次の	2 この法律において「個人識別符号」とは、次の	・法において、政省令で定める
各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その	各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その	こととされている事項については、執行機関であれば
他の符号のうち、議長が定めるものをいう。	他の符号のうち、 <u>政令で定める</u> ものをいう。	規則に定めるのが通例だ
		が、議会又は議長には会議
		規則(地方自治法第 120 条)、傍聴規則(地方自治法
		宋八、傍唿規則(地方日石伝 第 130 条第 3 項)以外に規
		則を制定する権限がないた
		め、議長が定めることとす
		る(以下同じ。)。
		・条例の施行規程(例)については、後日、送付。
		(参考:現行条例第2条)
(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算	一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機	(参考:現行条例第2条)
機の用に供するために変換した文字、番号、記	の用に供するために変換した文字、番号、記号	
号その他の符号であって、当該特定の個人を識	その他の符号であって、当該特定の個人を識別	
別することができるもの	することができるもの	

- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に 販売される商品の購入に関し割り当てられ、又 は個人に発行されるカードその他の書類に記載 され、若しくは電磁的方式により記録された文 字、番号、記号その他の符号であって、その利 用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに 異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定 の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を 識別することができるもの
- ・マイナンバー含む (政令第 1条第6号)。

(参考:現行条例第2条)

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして<u>議長が定</u>める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員 (以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。
- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条

(参考:現行条例第2条)

- ・①事務局職員が関わらず議 員単独で職務上作成し、又 は取得する個人情報は考え にくいこと、

第二項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独 立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成十三年法律第百四十号。以下この章におい て「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条 第二項に規定する法人文書(同項第四号に掲げる ものを含む。)をいう。)又は地方公共団体等行政 文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人 の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画 及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機 関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いる ものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独 立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公 開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するも のとして政令で定めるものを除く。)をいう。)(以 下この章において「行政文書等」という。)に記録 されているものに限る。

- 個人情報から除外している。
- ・議長については、事務統理権 を有し(地方自治法第 104 条)、事務局が保有する全て の個人情報に触れる立場に あること等から、議長が職 務上作成し、又は取得した 個人情報も、保有個人情報 に含めるべきとも思える が、①議長といえども議員 の一員であること②議員の 職務の範囲は広汎かつ法令 上明確でなく、議長の職務 と明確に区別できない場合 もありうること等から、議 員と同様に、保有個人情報 から除外することとした。
- ・情報公開条例の規定が「公文 書」である場合は、「公文書」 とする。
- ・行政機関(地方公共団体含む。)の義務等は第5章(第60条以下)に規定があるため、定義も同章からひいてくる(以下同じ。))。
- 参考 地方自治法第138条 第2項の規定による事務局 を置いてない市町村の議会 においては、同条第4項の 規定による議会の職員。

(参考:現行条例第2条)

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保	第六十条	
 有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲	2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」	
げるものをいう。	とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、	
	次に掲げるものをいう。	
(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の	一 一定の事務の目的を達成するために特定の保	
保有個人情報を電子計算機を用いて検索するこ	有個人情報を電子計算機を用いて検索すること	
とができるように体系的に構成したもの	ができるように体系的に構成したもの	
(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的	二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的	
を達成するために氏名、生年月日、その他の記	を達成するために氏名、生年月日、その他の記	
述等により特定の保有個人情報を容易に検索す	述等により特定の保有個人情報を容易に検索す	
ることができるように体系的に構成したもの	ることができるように体系的に構成したもの	
6 この条例において個人情報について「本人」と	4 この法律において個人情報について「本人」と	(参考:現行条例第2条)
は、個人情報によって識別される特定の個人をい	は、個人情報によって識別される特定の個人をい	
う。	う。	
7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各	5 この <u>法律</u> において「仮名加工情報」とは、次の各	・仮名加工情報を議会が作出 することは、想定し難いが、
号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定	号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定	することは、窓足し無いが、 議会が受け取ることは想定
める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定	める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定	される。この場合の仮名加
の個人を識別することができないように個人情報	の個人を識別することができないように個人情報	工情報の取扱い等について、規定を設ける必要があ
を加工して得られる個人に関する情報をいう。	を加工して得られる個人に関する情報をいう。	るため、定義規定を設ける。
(1) 第 1 項第 1 号に該当する個人情報 当該個	一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人	
人情報に含まれる記述等の一部を削除すること	情報に含まれる記述等の一部を削除すること	
(当該一部の記述等を復元することのできる規	(当該一部の記述等を復元することのできる規	
則性を有しない方法により他の記述等に置き換	則性を有しない方法により他の記述等に置き換	
えることを含む。)。	えることを含む。)。	

(2) 第 1 項第 2 号に該当する個人情報 当該個	二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人	
人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除す	情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する	
ること(当該個人識別符号を復元することので	こと(当該個人識別符号を復元することのでき	
きる規則性を有しない方法により他の記述等に	る規則性を有しない方法により他の記述等に置	
置き換えることを含む。)。	き換えることを含む。)。	
8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各	6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各	・匿名加工情報を議会が作出
号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定	号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定	することは、想定し難いが、 議会が受け取ることは想定
める措置を講じて特定の個人を識別することがで	める措置を講じて特定の個人を識別することがで	される。この場合の匿名加
きないように個人情報を加工して得られる個人に	きないように個人情報を加工して得られる個人に	工情報の取扱い等につい
関する情報であって、当該個人情報を復元するこ	関する情報であって、当該個人情報を復元するこ	て、規定を設ける必要があるため、定義規定を設ける。
とができないようにしたものをいう。	とができないようにしたものをいう。	るため、
(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人	一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人	
情報に含まれる記述等の一部を削除すること	情報に含まれる記述等の一部を削除すること	
(当該一部の記述等を復元することのできる規	(当該一部の記述等を復元することのできる規	
則性を有しない方法により他の記述等に置き換	 則性を有しない方法により他の記述等に置き換	
えることを含む。)。	えることを含む。)。	
(2) 第 1 項第 2 号に該当する個人情報 当該個	二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人	
人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除す	 情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する	
ること(当該個人識別符号を復元することので	こと(当該個人識別符号を復元することのでき	
きる規則性を有しない方法により他の記述等に	る規則性を有しない方法により他の記述等に置	
置き換えることを含む。)。	き換えることを含む。)。	
	第六十条	・条例要配慮個人情報を執行
	5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地	機関が制定する個人情報保機法の施行条例中に規定し
	方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有す	た場合は、本条第3項の規
	る個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地	定に基づき議長が定める規
		程に追加できるため、「条例

	域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不 当な差別、偏見その他の不利益が生じないように その取扱いに特に配慮を要するものとして地方公 共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報 をいう。	要配慮個人情報」は本条例中には規定しない。
9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。	7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。	【個例】 1 Cookie 等さける 簡子の数に いっかりのでは のでは、ののは は、ののは は、ののは は、ののは が、ののののでは のがれている が、のののののでは ののののののののののののののののののののののののののののののの

- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政 手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定 する特定個人情報をいう。
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(番号利用法) 第二条
- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。
- ・特定個人情報については番 号利用法が特別法として適 用され、同法の規定により利 用制限(同法第9条)及び提 供制限(同法第19条)が かかる。
- ・しかし、提供制限の例外は同 法第19条第15号で規定 されるのに対し、利用制限の 例外は同法第30条第1項 の規定により読み替えて適 用される個人情報保護法第 69条第2項の規定による。
- ・したがって、個人情報保護法の対象外である議会については、個人情報保護法第69条第2項の読替え適用が及ばないため、マイナンバー法第32条の趣旨に鑑み、条例で規定する必要がある。
- ・もっとも、議会が特定個人情報を利用することは、番号利用することは、番号利用法上規定されておらい、おりのでのは、第2項を除く。))、いわゆる独自利用等では、の事務についても長その他条についる(同条第2項)
- ・したがって、議会が独自利用 事務として特定個人情報を 取得することはない。
- ・しかし、委任又は法令の規定 等により、個人情報を取得す

ファルカ供は相会されて
ること自体は想定される
(旧共済組合法第172条
の2及び同法施行令第72
条)ため、特定個人情報に係
る規定のみは残す(当該特定
個人情報については、情報提
供ネットワークシステムを
使用して提供することはで
きないため (番号利用法第
19条)、情報提供等記録に
ついては、規定が不要)。
・なお、番号利用法第9条第2
項の規定が、長その他の執行
機関に独自利用事務を限定
していることから、議会事務
局職員が執行機関の職員と
して併任発令を受けて処理
している事務は、議会事務局
の事務ではないと、同法は想
定していると解される。
したがって、同事務につい
て、開示請求等があった場合
は、議会事務局に写し等の情
報が残っているのではない
限り、執行機関に対して請求
をすべきことになる。
・また、議会が特定個人情報を
提供することは、番号利用法
上規定されていないため
(同法第19条)、特定個人
情報の情報提供等をするこ
ともできない。

	・なお、マイナンバー自体は、
	個人識別符号に当たる(第2
	条第2項第2号参照)
番号利用法	・情報提供等記録とは、情報提
(情報提供等の記録)	供ネットワークシステム(番
	号利用法第2条第14項)
第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九	を使用した(特定個人情報
条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め	の)提供の求め又は提供の記
又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報	録をいう(同法第23条第
提供ネットワークシステムに接続されたその者の	1項及び第2項)。
<u> </u>	・特定個人情報については、情
使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で	報提供ネットワークシステ
定める期間保存しなければならない。	ムを使用して提供すること はできないため(同法第19
	はじさないため(同伝第19 条)、情報提供等記録につい
	ては、規定が不要。
二 提供の求めの日時及び提供があったときはそ	・番号利用法の略称は、現行条
<u>の日時</u>	例及び「芦屋市行政手続にお
三 特定個人情報の項目	ける特定の個人を識別する
	ための番号の利用等に関す
	る法律に基づく個人番号の
	利用に関する条例」での用い
2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情	ている略称「番号法」とする。
報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は	(参考:現行条例第2条)
提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合	
には、その旨を情報提供ネットワークシステムに	
接続されたその者の使用する電子計算機に記録	
し、当該記録を同項に規定する期間保存しなけれ	
ばならない。	
一 個人情報保護法第七十八条(個人情報保護法	
第百二十三条第二項の規定によりみなして適用	

	する場合を含む。第三号において同じ。)に規定	
	する不開示情報に該当すると認めるとき。	
	二 条例で定めるところにより地方公共団体又は	
	地方独立行政法人が開示する義務を負わない個	
	人情報に該当すると認めるとき。	
11 この条例において「保有特定個人情報」とは、		(参考:現行条例第2条)
職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報		
であって、職員が組織的に利用するものとして、		
議会が保有しているものをいう。ただし、 <mark>公</mark> 文書		
に記録されているものに限る。		
12 この条例において「独立行政法人等」とは、独	9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立	
立行政法人通則法(平成11年法律第103号)	 行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二	
第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情	条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に	
報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。	掲げる法人をいう。	
以下「法」という。) 別表第1に掲げる法人をいう。		
13 この条例において「地方独立行政法人」とは、	10 この法律において「地方独立行政法人」とは、	
地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)	
第2条第1項に規定する地方独立行政法人をい	第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい	
う。	う。	
(議会の責務)	(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保	
	護)	
第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取	第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個	・法では、「保有する個人情報
扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものと		の保護」とされているが、地
する。	置を講ずるものとする。	方公共団体の個人情報保護
		条例では、同様の内容が「責

		務」として規定されている ため、これを維持する。 (参考:現行条例第3条)
第2章 個人情報等の取扱い	第五章 行政機関等の義務等	
(個人情報の保有の制限等)	(個人情報の保有の制限等)	
第4条 議会は、個人情報を保有するに当たって	第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに	・「所掌事務」は国家行政組織
は、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及	当たっては、法令(条例を含む。 <u>第六十六条第二</u>	法上の表現。議会については、地方自治法第96条及び
び第3号並びに第4章において同じ。)の規定に	項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及	個人情報保護法第 69 条第
よりその権限に属する事務を遂行するため必要な	び第三号並びに第四節において同じ。)の定める	2項第3号の規定ぶりを踏
場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り		まえ、議会「の権限に属す
特定しなければならない。	り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなけ	る」「事務の遂行」とする。
	ればならない。	・利用「の」目的は行政機関個人情報保護法に合わせた表
		現。
		(参考:現行条例第8条)
2 議会は、前項の規定により特定された利用の目	2 行政機関等は、前項の規定により特定された利	(参考:現行条例第8条)
的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な	<u>用目的</u> の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を	
範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。	保有してはならない。	
3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前	3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、	(参考:現行条例第8条)
の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認	変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理	
められる範囲を超えて行ってはならない。	的に認められる範囲を超えて行ってはならない。	
(利用目的の明示)	(利用目的の明示)	
第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を	第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面(電磁	(参考:現行条例第9条)
会む。) に記録された当該本人の個人情報を取得す	 的記録を含む。) に記録された当該本人の個人情報	
るときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本	を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あら	
人に対し、その利用目的を明示しなければならな	かじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなけ	
γ ₂ ,	ればならない。	

		1
(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急	一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急	(参考:現行条例第9条)
に必要があるとき。	に必要があるとき。	
(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人	二 利用目的を本人に明示することにより、本人	(参考:現行条例第9条)
又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利	又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利	
益を害するおそれがあるとき。	益を害するおそれがあるとき。	
(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の	三 利用目的を本人に明示することにより、国の	(参考:現行条例第9条)
機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方	機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方	
独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行	独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行	
に支障を及ぼすおそれがあるとき。	に支障を及ぼすおそれがあるとき。	
(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであ	四 取得の状況からみて利用目的が明らかである	(参考:現行条例第9条)
ると認められるとき。	と認められるとき。	
(不適正な利用の禁止)	(不適正な利用の禁止)	
第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又	第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号及	・個人情報保護法上は、「行政
は誘発するおそれがある方法により個人情報を利	び第五号の政令で定める機関にあっては、その機	機関」及び「行政機関の長等」との文言の使い分けが
用してはならない。	関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び	されているが、地方公共団
	第百七十四条において同じ。)、地方公共団体の機	体では、いずれの文言にお
	関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下	いても、「地方公共団体の機関」を指す。
	この章及び次章において「行政機関の長等」とい	・個人情報保護委員会として
	う。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘	は、「権限行使の主体や具体
		的義務の対象については、 「行政機関の長」をその他
	てはならない。	のものについては「行政機
		関」の用語を用いている」と
		のことであり、議会におい
		ても、基本的に同様の整理
		ても、基本的に同様の整理 としているが、主に次の2 点について配慮している。

		① 具体的な義務を課される
		場合は、機関として負うべ
		きものであるため、「議会」
		とする。
		② 処分等の具体的な行為を
		行う場合は、議決による決
		定を要するとすると、過大
		な手続を要し、かえって住
		民の利益を害すること等か
		ら、「議長」とする。
(適正な取得)	(適正な取得)	
第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人	第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の	(参考:現行条例第7条)
情報を取得してはならない。	手段により個人情報を取得してはならない。	
(正確性の確保)	(正確性の確保)	
第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、	第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に	(参考:現行条例第10条)
保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよ	必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の	
う努めなければならない。	事実と合致するよう努めなければならない。	
(安全管理措置)	(安全管理措置)	
第9条 <u>議長</u> は、保有個人情報の漏えい、滅失又は	第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏	(参考:現行条例第10条)
毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のた	えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報	
めに必要かつ適切な措置を講じなければならな	の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じな	
V2°	ければならない。	
2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの	2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号	・「議会に係る個人情報の取扱
委託 (2以上の段階にわたる委託を含む。)を受け	<u>に定める</u> 業務を行う場合における個人情報の取扱	い」とは、「議会に係る個人情報」の「取扱い」の趣旨。
<u>た者</u> が <u>受託した</u> 業務を行う場合における個人情報	いについて準用する。	(参考:現行条例第12条)
の取扱いについて準用する。	一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受	
	けた者 当該委託を受けた業務	

$\stackrel{=}{=}$	指定管理	里者 (地	方自治法	(昭和二-	十二年法律
第	5六十七号	号) 第二	百四十四	条の二第三	三項に規定
<u> </u>	る指定管	管理者を	いう。)	公の施設	(同法第二
<u> </u>	百四十四条	è 第一項	に規定す	る公の施設	ひをいう。)
O_	管理の第	養務			

- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号 に定める業務のうち法令に基づき行う業務であ って政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務 の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を 受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する<u>行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める</u>業務に従事している者若しくは従事していた者又は<u>行政機関等</u>において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この<u>章及び</u>第百七十六条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- ・ここでいう職員は第2条第4項に規定する「職員」であり、議員を含まない(趣旨としては同様)。
- ・議長については、議会の事務を統理することから(地方自治法第104条)、本条の義務を課すべきとの考えもありうるが、本条は、

(保有個人情報に限らない)個人情報全般を対象としているため、組織共用されていない個人情報に対しても、義務を課すものである。当該義務を議長に課した場合、議長は、議長とし

		ての職務上取得・作成した の職務上取得・作成した 個人情報では、情報で知るに関しても、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
		にも本条の義務は課さない ものとする。
(漏えい等の通知)	(漏えい等の報告等)	(参考:現行条例第13条)
第11条	第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。	・個人情報保護委員会への報告義務は個人情報保護法の規定によるものであるため、議会には観念しえない。
議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	

	-	
(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の	一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権	
権利利益を保護するため必要なこれに代わるべ	利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措	
き措置をとるとき。	置をとるとき。	
(2) 当該保有個人情報に <u>第20条各号</u> に掲げる情	二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に	
報のいずれかが含まれるとき。	掲げる情報のいずれかが含まれるとき。	
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)	
第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用	第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合	(参考:現行条例第14条)
目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用	を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情	
し、又は提供してはならない。	報を自ら利用し、又は提供してはならない。	
2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、	・議会が該当性を判断すると
各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用	次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、	すると、機関意思決定が必 要となるため、議長が該当
目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用	利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら	性を判断することとする。
し、又は提供することができる。ただし、保有個人	利用し、又は提供することができる。ただし、保有	(参考:現行条例第14条)
情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、	個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用	
又は提供することによって、本人又は第三者の権	し、又は提供することによって、本人又は第三者	
利利益を不当に侵害するおそれがあると認められ	の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認め	
るときは、この限りでない。	られるときは、この限りでない。	
(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供する	一 本人の同意があるとき、又は本人に提供する	(参考:現行条例第14条)
とき。	とき。	
(2) <u>議会</u> が法令の規定によりその権限に属する事	二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の	・第4条第1項参照。
<u>務</u> の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で	遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用す	(参考:現行条例第14条)
利用する場合であって、当該保有個人情報を利	る場合であって、当該保有個人情報を利用するこ	
用することについて相当の理由があるとき。	とについて相当の理由があるとき。	

・当該地方公共団体の機関及 (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団 び地方独立行政法人、他の地 員、公平委員会(人事委員会)、農業委員会、 体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報 方公共団体の機関及び地方 固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若し を提供する場合において、保有個人情報の提供 独立行政法人、国の機関及び くは消防長、市が設立した地方独立行政法人、 を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂 独立行政法人の順とする。 ・当該地方公共団体の機関の 他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が 行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用 並び順は、地方自治法第七章 設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に し、かつ、当該個人情報を利用することについ 第三節の規定順とする(各団 規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個 て相当の理由があるとき。 体内の通例に従うこと。)。 人情報を提供する場合において、保有個人情報 (参考:現行条例第14条) の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業 務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を 利用し、かつ、当該個人情報を利用することに ついて相当の理由があるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成 又は学術研究の目的のために保有個人情報を提 又は学術研究の目的のために保有個人情報を提 供するとき、本人以外の者に提供することが明 供するとき、本人以外の者に提供することが明 らかに本人の利益になるとき、その他保有個人 らかに本人の利益になるとき、その他保有個人 情報を提供することについて特別の理由がある 情報を提供することについて特別の理由がある とき。 とき。 · 改正後個人情報保護法第 69 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を 条第 3 項は、法令間の調整 制限する他の条例の規定の適用を妨げるものでは 制限する他の法令の規定の適用を妨げるものでは 規定だが、条例においては ない。 ない。 条例間の調整規定とするべ き(条例が法令に劣後する のは当然であるため、この 点についての規定は不 要。)。 (参考:現行条例第14条)

- 4 <u>議長</u>は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための<u>議会</u>の内部における利用を 議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 4 <u>行政機関の長等</u>は、個人の権利利益を保護する ため特に必要があると認めるときは、保有個人情 報の利用目的以外の目的のための<u>行政機関等</u>の内 部における利用を特定の<u>部局若しくは機関</u>又は職 員に限るものとする。

番号利用法(附則第五十四条改正後)

- ・議会の事務局の内部組織が ない議会においては、「議会 の事務局の特定の職員」と なる。
- ・議会の事務局を置いていな い議会においては、「議会の 特定の職員」となる。

(参考:現行条例第14条)

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。
- 第三十条 行政機関等(個人情報保護法第百二十五 条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十 一項第三号に規定する独立行政法人等又は同項第 四号に規定する地方独立行政法人とみなされる個 人情報保護法第五十八条第一項各号に掲げる者 (次条第一項において「みなし独立行政法人等 | という。)を含む。)が保有し、又は保有しようとす る特定個人情報(第二十三条(第二十六条におい て準用する場合を含む。) に規定する記録に記録さ れたものを除く。)に関しては、個人情報保護法第 六十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十 八条の規定は適用しないものとし、個人情報保護 法の他の規定の適用については、次の表の上欄に 掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
- ・議会が情報提供ネットワークを用いた情報連携を行い、情報提供の記録を保有することは想定されないが、議会がマイナンバー付きの情報を持つことが完全に否定される訳ではないため、本規定自体は、存置するのが適当。
- ・第 29 条の読替えについて は、第 29 条参照。
- ・読替後の第30条の規定(手数料に係る規定)について、議長が認めるときに、(長が)手数料を減免できる旨の規定とする。

		<u>読み替えら</u> れる個人情 報保護法の 規定	<u>読み替えられ</u> る字句	読み替える字句	
第12条第 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	目的	第六十九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の 目的 (独立行政 法人等にあって は、行政手続に おける特定の個 人を識別するた めの番号の利用 等に関する法律 (平成二十五年 法律第二十七 号)第九条第五 項の規定に基づ く場合を除き、 利用目的以外の 目的)	
自ら利用し、 又は提供して はならない	自ら利用してはならない		自ら利用し、 又は提供して はならない	自ら利用してはならない	
第12条第自ら利用し、2項又は提供する	自ら利用する	第六十九条 第二項	自ら利用し、 又は提供する	自ら利用する	
第12条第 本人の同意が		第六十九条	本人の同意が	人の生命、身体	
2 項第 1 号 あるとき、又	又は財産の保護	第二項第一	あるとき、又	又は財産の保護	
は本人に提供		号	は本人に提供	のために必要が	
するとき	ある場合であっ	_	するとき	ある場合であっ	

		T			<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u></u>
		て、本人の同意			て、本人の同意	
		があり、又は本			があり、又は本	
		人の同意を得る			人の同意を得る	
		ことが困難であ			ことが困難であ	
		るとき			るとき	・手数料は無料とするため、
第30条	納めなければ	納めなければな	第八十九条	配慮しなけれ	配慮しなければ	30条の読替えは削除
	ならない	らない。この場	第三項	ばならない	ならない。この	
		一一 合において、議			場合において、	
		<u>長が経済的困難</u>			行政機関の長及	
		 その他特別の理			び地方公共団体	
		由があると認め			の機関は、経済	
		るときは、手数			的困難その他特	
		料を減額し、又			別の理由がある	
		は免除すること			と認めるとき	
		ができる			は、政令及び条	
					例で定めるとこ	
					ろにより、当該	
					手数料を減額	
					し、又は免除す	
					ることができる	・番号利用法の略称は、現行条
第38条第	又は第12条	第12条第5項	第九十八条	又は第六十九	行政手続におけ	例及び「芦屋市行政手続にお
1 項第 1 号	第1項及び第	の規定により読	第一項第一	条第一項及び	る特定の個人を	ける特定の個人を識別する
	2項の規定に	み替えて適用す	<u>号</u>	第二項の規定	識別するための	ための番号の利用等に関す
	違反して利用	る同条第1項及	-	に違反して利	番号の利用等に	る法律に基づく個人番号の
	されていると	び第2項(第1		用されている	関する法律第三	利用に関する条例」での用い
	き	号に係る部分に		とき	十条第一項の規	ている略称「番号法」とする。
		限る。)の規定			定により読み替	
		に違反して利用			えて適用する第	
		されていると			六十九条第一項	
		き、番号利用法			及び第二項(第	
		第20条の規定			一号に係る部分	
		に違反して収集				
		に廷以して収集			に限る。)の規	

	3 8 条第 頁第 2 号	第12条第1 項及び第2項	さ保と利のて定イ法に個ル記と 本管き用規作個ル第規人を録き 大はる号条し特ァ用 はる号条し特ァ用 ない番9反たフ利9特ァにい はる号条し特ァ用 真にさ情番条す報うれ 日本 ので定イ法に個ル記と 番号条 1		第九十八条 第一項第二 号	第六十九条第 一項及び第二 項又は第七十 一条第一項	定用き条し若れ又九反たフ第規人を録き行る識番関には、のてしては条し特ァニ定情いさを受ける法定集はる法規作個ル第るフ)で続のる利場と十反、さ、十違れ報法に個ルにるが、さ、十違れ報法に個ルをのる利法をのる利法をのるが、	
						一条另一項	<u>番号の利用等に</u> <u>関する法律</u> 第十 九条	
(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要				(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要				
求)				求)				
第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2				第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又			(参考:現行条例第16条)	
項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個				ŀ	は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づ			
人情報を提供する場合において、必要があると認					き、保有個人情	青報を提供する場	易合において、必要	
めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対があると認めるときは、保有個人情報の提供を受								

し、提供に係る個人情報について、その利用の目 的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、 又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な 管理のために必要な措置を講ずることを求めるも のとする。 ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

- 第七十一条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外に ある国又は地域をいう。以下この条において同 じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同 等の水準にあると認められる個人情報の保護に関 する制度を有している外国として個人情報保護委 員会規則で定めるものを除く。以下この条におい て同じ。) にある第三者(第十六条第三項に規定す る個人データの取扱いについて前章第二節の規定 により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者 が講ずべきこととされている措置に相当する措置 (第三項において「相当措置」という。)を継続的 に講ずるために必要なものとして個人情報保護委 員会規則で定める基準に適合する体制を整備して いる者を除く。以下この項及び次項において同 じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報 を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六 十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あ らかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の 本人の同意を得なければならない。
- ・外国への提供は想定しない ため規定を設けない。
- ・法第71条の規定は、GDPR の十分性認定のような、他国 との関係において、相互に提 供制限を緩和する認定をす るような場合に意義がある が、議会においてはそのよう な関係は想定しづらい。

	2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の
	意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会
	規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外
	国における個人情報の保護に関する制度、当該第一本に講ぶる場上情報の保護のようの世界である。
	三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他 当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供
	<u> </u>
	3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある
	第三者(第一項に規定する体制を整備している者
	に限る。) に利用目的以外の目的のために提供した
	場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二
	項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護 委員会規則で定めるところにより、当該第三者に
	よる相当措置の継続的な実施を確保するために必
	要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて
	当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し
t > 2	なければならない。
ける者に対する措置要	(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 <u>議長</u>は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止そ

		<u>, </u>
連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる	の他の個人関連情報の適切な管理のために必要な	
ことを求めるものとする。	措置を講ずることを求めるものとする。	
(仮名加工情報の取扱いに係る義務)	(仮名加工情報の取扱いに係る義務)	
第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮	第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合	
名加工情報(個人情報であるものを除く。以下こ	を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるもの	
の条及び <u>第49条</u> において同じ。)を第三者(当該	を除く。以下この条及び <u>第百二十八条</u> において同	
仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)	じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託	
に提供してはならない。	を受けた者を除く。)に提供してはならない。	
2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの	2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報	
防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要	の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理の	
かつ適切な措置を講じなければならない。	ために必要かつ適切な措置を講じなければならな	
	٧٠,٠	
3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、	3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに	
法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作	当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名	
成に用いられた個人情報に係る本人を識別するた	加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人	
めに、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いら	を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の	
れた個人情報から削除された記述等及び個人識別	作成に用いられた個人情報から削除された記述等	
符号並びに法第41条第1項の規定により行われ	及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定	
た加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又	により行われた加工の方法に関する情報をいう。)	
は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはなら	を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照	
ない。	合してはならない。	
4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、	4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに	
法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若し	当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をか	
くは民間事業者による信書の送達に関する法律	け、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に	
(平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定	関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事	

する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定	業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事	
する特定信書便事業者による同条第2項に規定す	業者による同条第二項に規定する信書便により送	
る信書便により送付し、電報を送達し、ファクシ	付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは	
ミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織	電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法そ	
を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す	の他の情報通信の技術を利用する方法であって個	
る方法であって議長が定めるものをいう。)を用い	人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用	
て送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名	いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮	
加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用し	名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用	
てはならない。	してはならない。	
5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取	5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工	
扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)	情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託	
を受けた者が受託した業務を行う場合について準	を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合に	
用する。	ついて準用する。	
用する。 (匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	
		・匿名加工情報については、議
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	会が取得すること (執行機
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務) 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機	
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務) 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機 関等匿名加工情報を除く。以下この条において同	会が取得すること (執行機 関が提供した匿名加工情報
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務) 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機 関等匿名加工情報を除く。以下この条において同 じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場	会が取得すること (執行機 関が提供した匿名加工情報 の提供を受ける場合) が想 定されるため、取扱いの規 定は設ける。
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務) 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機 関等匿名加工情報を除く。以下この条において同 じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場 合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるとこ	会が取得すること (執行機 関が提供した匿名加工情報 の提供を受ける場合)が想 定されるため、取扱いの規 定は設ける。 ・法は第121条で行政機関
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務) 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機 関等匿名加工情報を除く。以下この条において同 じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場 合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるとこ ろにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名	会が取得すること (執行機 関が提供した匿名加工情報 の提供を受ける場合) が想 定されるため、取扱いの規 定は設ける。
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務) 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機 関等匿名加工情報を除く。以下この条において同 じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場 合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるとこ ろにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名 加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及び	会が取得すること (執行機 関が提供した匿名加工情報 の提供を受ける場合)が想 定されるため、取扱いの規 定は設ける。 ・法は第121条で行政機関 等匿名加工情報について、
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務) 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機 関等匿名加工情報を除く。以下この条において同 じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場 合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるとこ ろにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名 加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及び その提供の方法について公表するとともに、当該	会が取得すること (執行機 関が提供した匿名加工情報 の提供を受ける場合)が想 定されるため、取扱いの規 定は設ける。 ・法は第121条で行政機関 等匿名加工情報についれ以 外の匿名加工情報にいい て、取扱いを定めている。
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務) 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工	会が取得すること (執行機 関が提供した匿名加工情報 の提供を受ける場合) いの 提供を受め、取扱いの 定されるため。 ・法は第121条で行政政 定は第121条で行いれる。 第123条第1項でそつ。 外の匿名加工情報にいる。 りの取扱いを定めては、 しかし、議会においては、 ・しかし、
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務) 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工	会が取得すること (執行機 関が提供した匿名加工情報 の提供を受ける場合) が想 定されるため、取扱いの規 定は設ける。 ・法は第121条で行政機関 等匿名加工情報についれい 外の匿名加工情報につい て、取扱いを定めている。

		ため、合わせて匿名加工情
		報の取扱いに係る規定とす
		る。
		・もっとも、第123 条第1
		項について、単に匿名加工
		情報としてしまうと、執行
		機関の第121条第1項に
		比べて、厳格な規制となっ
		てしまう。 ・第123条第1項について
		・第123 衆第1頃にづいて は、地方公共団体の意思決
		は、地方公共団体の息息次 定機関である議会が匿名加
		工情報を第三者に提供する
		ことは想定されないことか
		ら、相当する規定は設けな
		いこととする。
議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、	2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当た	
法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作	っては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工	
成に用いられた個人情報に係る本人を識別するた	情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識	
めに、当該個人情報から削除された記述等若しく	別するために、当該個人情報から削除された記述	
は個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定	等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一	
により行われた加工の方法に関する情報を取得	項の規定により行われた加工の方法に関する情報	
し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合して	を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照	
はならない。	合してはならない。	
2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するため	3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止す	・具体的な作為義務を定める
に必要なものとして <u>議長が</u> 定める基準に従い、匿	るために必要なものとして個人情報保護委員会規	ものであり、議長に義務を 課すこととすることも考え
名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講	<u>則で</u> 定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管	られるが、議長が定める基
じなければならない。	 理のために必要な措置を講じなければならない。	準に従うこととしているた

		め、法の規定に合わせて主
		語を議会とした。
3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取	4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報	
扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)	の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含	
を受けた者が受託した業務を行う場合について準	む。)を受けた者が受託した業務を行う場合につい	
用する。	て準用する。	
第3章 個人情報ファイル	第三節 個人情報ファイル	
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	
第17条 <u>議長</u> は、 <u>その</u> 定めるところにより、 <u>議会</u> が	第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるとこ	(参考:現行条例第6条)
保有している個人情報ファイルについて、それぞ	ろにより、 <u>当該行政機関の長等の属する行政機関</u>	
れ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載	<u>等</u> が保有している個人情報ファイルについて、そ	
した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)	れぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号	
を作成し、公表しなければならない。	及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項	
	を記載した帳簿 以下この章において「個人情報	
	ファイル簿」という。を作成し、公表しなければ	
	ならない。	
(1) 個人情報ファイルの名称	改正後個人情報保護法第七十四条	(参考:現行条例第6条)
	一 個人情報ファイルの名称	
(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務を	二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用	・「組織」とは所管課室を指す
つかさどる組織の名称	に供される事務をつかさどる組織の名称	(個人情報の保護に関する 法律についての事務対応ガ
		イド(令和3年11月時点版)
		5-1-1)。
		(参考) 内部組織がない事務
		局は事務局となり、事務局を 設置していない市町村議会
		の場合はこの号は不要とな
		3.
		(参考:現行条例第6条)

(3) 個人情報ファイルの利用目的	三 個人情報ファイルの利用目的	(参考:現行条例第6条)
(4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下こ	四 個人情報ファイルに記録される項目(以下こ	(参考:現行条例第6条)
の条において「記録項目」という。) 及び本人(他	<u>の節において</u> 「記録項目」という。) 及び本人 (他	
の個人の氏名、生年月日その他の記述等によら	の個人の氏名、生年月日その他の記述等によら	第2項第1号カの規定を設け
ないで検索し得る者に限る。 次項第 1 号力にお	ないで検索し得る者に限る。 <u>次項第九号</u> におい	ないため、赤字部分を削除
いて同じ。)として個人情報ファイルに記録され	て同じ。)として個人情報ファイルに記録される	
る個人の範囲(<u>次項第2号</u> において「記録範囲」	個人の範囲(<u>以下この節</u> において「記録範囲」と	
という。)	いう。)	
(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以	五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以	
下 <u>この条</u> において「記録情報」という。)の収集	下 <u>この節</u> において「記録情報」という。)の収集	
方法	方法	
(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるとき	六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるとき	(参考:現行条例第6条)
は、その旨	は、その旨	
(7) 記録情報を <u>議会</u> 以外の者に経常的に提供す	七 記録情報を <u>当該機関</u> 以外の者に経常的に提供	(参考:現行条例第6条)
る場合には、その提供先	する場合には、その提供先	
(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第	九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九	・「組織」とは所管課室を指す
1項の規定による請求を受理する組織の名称及	<u>十八条第一項</u> の規定による請求を受理する組織	(個人情報の保護に関する 法律についての事務対応ガ
び所在地	の名称及び所在地	イド(令和3年11月時点版)
		5-1-1)。
(9) <u>第31条第1項</u> ただし書又は <u>第38条第1</u>	ナ <u>第九十条第一項</u> ただし書又は <u>第九十八条第一</u>	
<u>項ただし書</u> に該当するときは、その旨	<u>項ただし書</u> に該当するときは、その旨	
	十一 その他政令で定める事項	・第1 項の本文中に規定。
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルに	第七十五条	(参考:現行条例第6条)
ついては、適用しない。	2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルに	
	ついては、適用しない。	

(1) <u>次</u> に掲げる個人情報ファイル	一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個	
	人情報ファイル	
	改正後個人情報保護法第七十四条	・地方議会は該当しない。
	一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な	
	利益に関する事項を記録する個人情報ファイル	
	二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づ	・地方議会は該当しない。
	く犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持	
	のために作成し、又は取得する個人情報ファイ	
	N	
ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職	三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個	・「賃金」は平成三十二年(令
員 <u>若しくは</u> 職員であった者に係る個人情報フ	人情報ファイルであって、専らその人事、給与	和二年)四月一日から削除されているため(地方自治法施
ァイルであって、専らその人事、議員報酬、給	若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準	行規則の一部を改正する省
与又は報酬、福利厚生に関する事項その他こ	ずる事項を記録するもの(<u>当該機関</u> が行う職員	令(平成31年総務省令第37
れらに準ずる事項を記録するもの (議長が行	の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)	号))、規定しない(過去のも のについては、「その他これ
う職員の採用試験に関する個人情報ファイル		らに準ずる事項」に当た
を含む。)		3.).
		(参考:現行条例第6条)
イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供する	四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するた	
ための個人情報ファイル	めの個人情報ファイル	
	五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイ	・条例(例)第17条第2項 第2号参照。
	ルに記録されている記録情報の全部又は一部を	第 2 万 多 炽 。
	記録した個人情報ファイルであって、その利用	
	目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係る	
	これらの事項の範囲内のもの	
ウ 1年以内に消去することとなる記録情報の	六 一年以内に消去することとなる記録情報のみ	(参考:現行条例第6条)
みを記録する個人情報ファイル	を記録する個人情報ファイル	

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は 業務上必要な連絡のために利用する記録情報 を記録した個人情報ファイルであって、送付 又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付 又は連絡に必要な事項のみを記録するもの	七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの	・「金銭の送付」とは、個人情報保護法では、謝金等を記載うための口座番号等を記載したリスト等を意味する(個人情報の保護に関応がイド(令和3年11月時点版)5-1-2)が、特定物とはて金銭を送付する場合も地で金銭を送付する場合もはため、規定としては維持。(参考:現行条例第6条)
オ 職員が学術研究の用に供するためその発意	八職員が学術研究の用に供するためその発意に	() ()
に基づき作成し、又は取得する個人情報ファ	基づき作成し、又は取得する個人情報ファイル	
イルであって、記録情報を専ら当該学術研究	であって、記録情報を専ら当該学術研究の目的	
の目的のために利用するもの	のために利用するもの	
カー本人の数が <u>議長が定める</u> 数に満たない個人 情報ファイル	九 本人の数が <u>政令</u> で定める数に満たない個人情 報ファイル	・「政令で定める数」は、現行 の行政機関個人情報保護法 施行令では 1,000 人とされ ている。 ・現行条例どおり、1,000 人未 満でも作成することとする ため、削る。
カキ アからオ カ までに掲げる個人情報ファイ	十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイ	
ルに準ずるものとして <u>議長が</u> 定める個人情報	ルに準ずるものとして <u>政令で</u> 定める個人情報フ	
ファイル	アイル	
(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファ	第七十五条	
イルに記録されている記録情報の全部又は一部	二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイ	
を記録した個人情報ファイルであって、その利	ルに記録されている記録情報の全部又は一部を	
用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係	記録した個人情報ファイルであって、その利用	
るこれらの事項の範囲内のもの		

	目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係る	
	これらの事項の範囲内のもの	
(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるも	三前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるもの	
のとして議長が定める個人情報ファイル	として政令で定める個人情報ファイル	
3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目	3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、	
の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げ	記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しく	
る事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人	は第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記	
情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載するこ	載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル	
とにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、		
当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及	は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行	
ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目	に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき	
の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情	は、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、	
報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこ	又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿	
とができる。	に掲載しないことができる。	
	5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方	・執行機関が定める個人情報 保護法の施行条例中にいわ
	独立行政法人が、条例で定めるところにより、個	ゆる「登録簿」を規定する場
	人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況	合は、本条例に規定するか
	に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表する	どうかの調整が必要とな
	ことを妨げるものではない。_	│ る。 ・登録簿を規定する場合は、
		「第 2 章の個人情報の取扱
		い」中に規定することが考
		えられる。
第4章 開示、訂正及び利用停止	第四節 開示、訂正及び利用停止	
第1節 開示	第一款開示	
(開示請求権)	(開示請求権)	

第七十六条 何人も、この <u>法律</u> の定めるところによ	(参考:現行条例第17条)
り、 <u>行政機関の長等</u> に対し、 <u>当該行政機関の長等</u>	
の属する行政機関等の保有する自己を本人とする	
保有個人情報の開示を請求することができる。	
2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又	(参考:現行条例第17条)
は本人の委任による代理人(以下こ <u>の</u> 節において	
「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前	
項の規定による開示の請求(以下この節及び第百	
二十七条において「開示請求」という。)をする	
ことができる。	
(開示請求の手続)	
第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載し	(参考:現行条例第18条)
た書面(第三項において「開示請求書」とい	
う。)を <u>行政機関の長等</u> に提出してしなければな	
らない	
一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所	(参考:現行条例第18条)
二 開示請求に係る保有個人情報が記録されてい	(参考:現行条例第18条)
る行政文書等の名称その他の開示請求に係る保	
有個人情報を特定するに足りる事項	
2 前項の場合において、開示請求をする者は、政	(参考:現行条例第18条)
<u>令で</u> 定めるところにより、開示請求に係る保有個	
人情報の本人であること(前条第二項の規定によ	
る開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人	
情報の本人の代理人であること)を示す書類を提	
示し、又は提出しなければならない。	
	 り、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。)をすることができる。 (開示請求の手続) 第七十七条開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「開示請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所二開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提

- 3 <u>議長</u>は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、 議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(参考:現行条例第18条)

(保有個人情報の開示義務)

第20条 <u>議長</u>は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (情報公開条例○条に規定する情報を除く。)又は情報公開条例第○条に規定する情報 (以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

- 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- ・議会保有個人情報の開示決 定等の処分権者、即ち処分 庁は議会事務統理権・代表 権を有する議長とし、行政 不服審査法第4条第1号に 基づき、審査庁とする。
- ※ 地方自治法上の「機関」で はない議長に対して、条例 の規定により(講学上の) 行政庁としての地位を与え る創設的規定。
- ・「(情報公開条例第○○条に 規定する情報を除く。) 又 は情報公開条例第○○条に 規定する情報」は、法第七十 八条第二項に対応する条 文。
- ・情報公開条例との整合性を 確認する必要がある。
- ・法律で規定している不開示情報と情報公開条例の非公

		開情報とに大きな齟齬はな
		いため、調整規定は不要
		(参考:現行条例第19条)
(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代		(参考:現行条例第19条)
理人が本人に代わって開示請求をする場合にあ	代理人が本人に代わって開示請求をする場合に	
っては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条	あっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次	
第2項並びに <u>第27条第1項</u> において同じ。)の	条第二項並びに <u>第八十六条第一項</u> において同	
生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあ	じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそ	
る情報	れがある情報	
(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を	二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を	(参考:現行条例第19条)
営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であ	営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であ	
って、当該情報に含まれる氏名、生年月日その	って、当該情報に含まれる氏名、生年月日その	
他の記述等により開示請求者以外の特定の個人	他の記述等により開示請求者以外の特定の個人	
を識別することができるもの(他の情報と照合	を識別することができるもの(他の情報と照合	
することにより、開示請求者以外の特定の個人	することにより、開示請求者以外の特定の個人	
を識別することができることとなるものを含	を識別することができることとなるものを含	
む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は	む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は	
開示請求者以外の特定の個人を識別することは	開示請求者以外の特定の個人を識別することは	
できないが、開示することにより、なお開示請	できないが、開示することにより、なお開示請	
求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあ	求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあ	
るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	
ア 法令の規定により又は慣行として開示請求	イ 法令の規定により又は慣行として開示請求	(参考:現行条例第19条)
者が知ることができ、又は知ることが予定さ	者が知ることができ、又は知ることが予定さ	
れている情報	れている情報	

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護する	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護する	(参考:現行条例第19条)
ため、開示することが必要であると認められ	ため、開示することが必要であると認められ	
る情報	る情報	
ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和	ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和	(参考:現行条例第19条)
22年法律第120号)第2条第1項に規定	二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規	
する国家公務員(独立行政法人通則法第2条	定する国家公務員(独立行政法人通則法第二	
第4項に規定する行政執行法人の役員及び職	条第四項に規定する行政執行法人の職員を除	
員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、	く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法	
地方公務員法(昭和25年法律第261号)	(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二条	
第2条に規定する地方公務員並びに地方独立	に規定する地方公務員及び地方独立行政法人	
行政法人の <u>役員及び</u> 職員をいう。) である場合	の職員をいう。)である場合において、当該情	
において、当該情報がその職務の遂行に係る	報がその職務の遂行に係る情報であるとき	
情報であるときは、当該情報のうち、当該公	は、当該情報のうち、当該公務員等の職及び	
務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部	当該職務遂行の内容に係る部分	
分		
(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地	三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方	(参考:現行条例第19条)
方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下	公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下こ	
この号において「法人等」という。)に関する情	の号において「法人等」という。)に関する情報	
報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該	又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事	
事業に関する情報であって、次に掲げるもの。	業に関する情報であって、次に掲げるもの。た	
ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護す	だし、人の生命、健康、生活又は財産を保護する	
るため、開示することが必要であると認められ	ため、開示することが必要であると認められる	
る情報を除く。	情報を除く。	

ア 開示することにより、当該法人等又は当該	イ 開示することにより、当該法人等又は当該	(参考:現行条例第19条)
個人の権利、競争上の地位その他正当な利益	個人の権利、競争上の地位その他正当な利益	
を害するおそれがあるもの	を害するおそれがあるもの	
イ <u>議会</u> の要請を受けて、開示しないとの条件	ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと	(参考:現行条例第19条)
で任意に提供されたものであって、法人等又	の条件で任意に提供されたものであって、法	
は個人における通例として開示しないことと	人等又は個人における通例として開示しない	
されているものその他の当該条件を付するこ	こととされているものその他の当該条件を付	
とが当該情報の性質、当時の状況等に照らし	することが当該情報の性質、当時の状況等に	
て合理的であると認められるもの	照らして合理的であると認められるもの	
	四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下	・地方議会は該当しない。
	この節において「開示決定等」という。) をする	
	場合において、開示することにより、国の安全	
	が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との	
	信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは	
	国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある	
	と当該行政機関の長が認めることにつき相当の	
	理由がある情報	
	五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道	・都道府県に係る規定
	府県の機関に限る。) が開示決定等をする場合に	
	おいて、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧	
	又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共	
	の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあ	
	ると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関	
	が認めることにつき相当の理由がある情報	

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及	(参考:現行条例第19条)
び地方独立行政法人の内部又は相互間における	び地方独立行政法人の内部又は相互間における	
審議、検討又は協議に関する情報であって、開	審議、検討又は協議に関する情報であって、開	
示することにより、率直な意見の交換若しくは	示することにより、率直な意見の交換若しくは	
意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、	意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、	
不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は	不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は	
特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を	特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を	
及ぼすおそれがあるもの	及ぼすおそれがあるもの	
(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又	七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又	(参考:現行条例第19条)
は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関す	は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関す	
る情報であって、開示することにより、次に掲	る情報であって、開示することにより、次に掲	
げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、	げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、	
当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす	当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす	
おそれがあるもの	おそれがあるもの	
	イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は	・地方議会は想定できない。
	地方独立行政法人が開示決定等をする場合に	
	おいて、国の安全が害されるおそれ、他国若	
	しくは国際機関との信頼関係が損なわれるお	
	それ又は他国若しくは国際機関との交渉上不	
	利益を被るおそれ	
ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決	ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都	
定等」という。)をする場合において、犯罪の	道府県の機関を除く。) 又は地方独立行政法人	
予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩	が開示決定等をする場合において、犯罪の予	
序の維持に支障を及ぼすおそれ	防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序	
	の維持に支障を及ぼすおそれ	

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若	ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若	(参考:現行条例第19条)
しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の	しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の	
把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不	把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不	
当な行為を容易にし、若しくはその発見を困	当な行為を容易にし、若しくはその発見を困	
難にするおそれ	難にするおそれ	
ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、	ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、	(参考:現行条例第19条)
独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立	独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立	
行政法人の財産上の利益又は当事者としての	行政法人の財産上の利益又は当事者としての	
地位を不当に害するおそれ	地位を不当に害するおそれ	
エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ	ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ	
能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	
オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑	へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑	(参考:現行条例第19条)
な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	
カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する	ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する	(参考:現行条例第19条)
企業又は地方独立行政法人に係る事業に関	企業又は地方独立行政法人に係る事業に関	
し、その企業経営上の正当な利益を害するお	し、その企業経営上の正当な利益を害するお	
それ	それ	
	2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人につ	・20条本文中に規定した。
	いての前項の規定の適用については、同項中「掲	・情報公開条例との整合性を 確認する必要がある。
	げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開	
	条例の規定により開示することとされている情報	
	として条例で定めるものを除く。) 又は行政機関情	
	報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情	
	報であって情報公開条例において開示しないこと	
	とされているもののうち当該情報公開条例との整	

	T	T
	合性を確保するために不開示とする必要があるも	
	<u>のとして条例で定めるもの(」とする。</u>	
(部分開示)	(部分開示)	
第21条 <u>議長</u> は、開示請求に係る保有個人情報に	第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保	(参考:現行条例第20条)
不開示情報が含まれている場合において、不開示	有個人情報に不開示情報が含まれている場合にお	
情報に該当する部分を容易に区分して除くことが	いて、不開示情報に該当する部分を容易に区分し	
できるときは、開示請求者に対し、当該部分を除	て除くことができるときは、開示請求者に対し、	
いた部分につき開示しなければならない。	当該部分を除いた部分につき開示しなければなら	
	ない。	
2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情	2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二	(参考:現行条例第20条)
報(開示請求者以外の特定の個人を識別すること	号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別す	
ができるものに限る。) が含まれている場合におい	ることができるものに限る。) が含まれている場合	
て、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示	において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他	
請求者以外の特定の個人を識別することができる	の開示請求者以外の特定の個人を識別することが	
こととなる記述等及び個人識別符号の部分を除く	できることとなる記述等及び個人識別符号の部分	
ことにより、開示しても、開示請求者以外の個人	を除くことにより、開示しても、開示請求者以外	
の権利利益が害されるおそれがないと認められる	の個人の権利利益が害されるおそれがないと認め	
ときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に	られるときは、当該部分を除いた部分は、同号の	
含まれないものとみなして、前項の規定を適用す	情報に含まれないものとみなして、前項の規定を	
る。	適用する	
(裁量的開示)	(裁量的開示)	
第22条 <u>議長</u> は、開示請求に係る保有個人情報に	第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有	(参考:現行条例第21条)
不開示情報が含まれている場合であっても、個人	個人情報に不開示情報が含まれている場合であっ	
の権利利益を保護するため特に必要があると認め	ても、個人の権利利益を保護するため特に必要が	

るときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報	あると認めるときは、開示請求者に対し、当該保	
を開示することができる。	有個人情報を開示することができる。	
(保有個人情報の存否に関する情報)	(保有個人情報の存否に関する情報)	
第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保	第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る	(参考:現行条例第22条)
有個人情報が存在しているか否かを答えるだけ	保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけ	
で、不開示情報を開示することとなるときは、 <u>議</u>	で、不開示情報を開示することとなるときは、 <u>行</u>	
長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしない	政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明ら	
で、当該開示請求を拒否することができる。	かにしないで、当該開示請求を拒否することがで	
	きる。	
(開示請求に対する措置)	(開示請求に対する措置)	
第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の	第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保	(参考:現行条例第23条)
全部又は一部を開示するときは、その旨の決定を	有個人情報の全部又は一部を開示するときは、そ	
し、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人	の旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示	
情報の利用目的及び開示の実施に関し <u>議長</u> が定め	する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関	
る事項を書面により通知しなければならない。た	し政令で定める事項を書面により通知しなければ	
だし、第5条第2号又は第3号に該当する場合に	ならない。ただし、 <u>第六十二条第二号又は第三号</u>	
おける当該利用目的については、この限りでない。	に該当する場合における当該利用目的について	
	は、この限りでない。	
2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を	2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情	(参考:現行条例第23条)
開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒	報の全部を開示しないとき(前条の規定により開	
否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を	示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有	
保有していないときを含む。) は、開示をしない旨	個人情報を保有していないときを含む。)は、開示	
の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面に	をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その	
より通知しなければならない。	旨を書面により通知しなければならない。	

(開示決定等の期限)	(開示決定等の期限)	
第25条 開示決定等は、開示請求があった日から 15日以内にしなければならない。ただし、 <u>第1</u> 9条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、 <u>第</u> 七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	・現行の条例では、開示と決に、開示と決に、開いる。 は、内内のでは、関係のののののでは、関係のでは、関係のでは、関係のののののののののでは、関係ののでは、関係ののでは、関係ののでは、関係ののでは、対し、は、対し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
2 前項の規定にかかわらず、 <u>議長</u> は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30日以内に限り延長することができる。この場合において、 <u>議長</u> は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政機関の長等</u> は、 事務処理上の困難その他正当な理由があるとき は、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長 することができる。この場合において、 <u>行政機関</u> <u>の長等</u> は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の 期間及び延長の理由を書面により通知しなければ ならない。	(参考:現行条例第24条) ・現行は「開示請求があった 日から60日以内に限り延 長することができる」が、 第1項を「15日以内」とす るため、延長後の期限は 「60日」から「45日」と なる。 (参考:現行条例第24条)
(開示決定等の期限の特例)	(開示決定等の期限の特例)	
第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、 <u>議長</u> は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につ	第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく 大量であるため、開示請求があった日から六十日 以内にその全てについて開示決定等をすることに より事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあ る場合には、前条の規定にかかわらず、 <u>行政機関</u> の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの	・開示決定期限の特例は60 日 以内であれば、個人情報保 護法の施行条例で各地方公 共団体が定めることが許容 されている。(議会の条例で 60 日を超える期間とする ことは可能だが、執行部の

き当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、 <u>議長</u> は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由	相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、 残りの保有個人情報については相当の期間内に開 示決定等をすれば足りる。この場合において、 <u>行</u> 政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、 開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により 通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由	期間と齟齬を生じることと なる。)。 (参考:現行条例第24条)
(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を する期限	二 残りの保有個人情報について開示決定等をす る期限	
2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。		・議長のに等がとは、想在不日定で、関係のに等がと間に欠法とは、想在不日定で、関係のののでは、地域を対象をは、をは、を対して、関係のののでは、地域をは、大きのののでは、大きのののでは、大きのののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	(事案の移送)	・移送については、執行機関の
	第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保 有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機 関等以外の行政機関等から提供されたものである	条例において規定を設け、 かつ、本条例において規定 を設けることが必要となる が、行政課担当者としては、

	とき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。	条例で移送の規定を設ける ことは、執行機関の条例に おいても、法律上困難では ないかとの意見あり、条例 に規定しないこととする。
	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。	
	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の 長等が第八十二条第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。	
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	
第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立 行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及 び開示請求者以外の者(以下この条、 <u>第45条第</u> 2項第3号及び第46条において「第三者」とい	第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、 <u>第百五条</u> 第二項第三号及び第百七条第一項において「第三	・情報公開条例の第三者意見 提出の機会の付与等との整 合性を取る必要あり(個人 情報の保護に関する法律に ついての事務対応ガイド 「情報公開条例の改正を行

う。)に関する情報が含まれているときは、議長は		
開示決定等をするに当たって、当該情報に係る領		参照)。
三者に対し、議長が定めるところにより、当該領	<u> </u>	(参考:現行条例第25条)
三者に関する情報の内容その他議長が定める事」		
を通知して、意見書を提出する機会を与えるこ		
ができる。	機会を与えることができる。	
2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは		
第24条第1項の決定(以下この章において「		
示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し		
議長が定めるところにより、開示請求に係る当該		
第三者に関する情報の内容その他議長が定める		
項を書面により通知して、意見書を提出する機会		
を与えなければならない。ただし、当該第三者の		
所在が判明しない場合は、この限りでない。		
(1) 第三者に関する情報が含まれている保有		
人情報を開示しようとする場合であって、当		
第三者に関する情報が第20条第2号イ又は[三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ	
条第3号ただし書に規定する情報に該当する。		
認められるとき。	すると認められるとき。	
(2) 第三者に関する情報が含まれている保有	二 第三者に関する情報が含まれている保有個人	
人情報を第22条の規定により開示しようと	- 情報を第八十条の規定により開示しようとする	
 るとき。	 とき。	
3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の	後 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書	(参考:現行条例第25条)
会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報		
の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した。		
		1

場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

を提出した場合において、開示決定をするときは、 開示決定の日と開示を実施する日との間に少なく とも二週間を置かなければならない。この場合に おいて、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当 該意見書(第百五条において「反対意見書」とい う。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨 及びその理由並びに開示を実施する日を書面によ り通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 <u>議長</u>は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(開示の実施)

- 第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 <u>行政機関等</u>は、前項の規定に基づく電磁的記録 についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧 に供しなければならない。

(参考:現行条例第26条)

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、 <u>議長が</u> 定めるところにより、 <u>議長</u> に対し、その求める開示の実施の方法 <u>等</u> を申し出なければならない。	3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。	・実に 「りいらおよな で、よなえなに事る1及令条イる条議」、のる最長 中中た令びじ他2を引出るないで、よなえなに事る1及令条イる条で、よなえなに事る1及令条イる条で、よなえなに事る1及令条イる条で、よなえなに事る1及令条イる条法」」」れ、り」項がよ項を項をでになる。のる最上ののる政内ではで、よなえなに事る1及今条イる条法と関係ので、よなえなに事る1及今条イる条法と関係を対してのののののののののののののののののののののののののののののののののののの
4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。	4 前項の規定による申出は、 <u>第八十二条第一項</u> に 規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出を することができないことにつき正当な理由がある ときは、この限りでない。	維持することとした。 ・申出期限は30 日以内であれば、個人情報保護法の施行条例で各地方公共団体が定めることが許容されて日る。(議会の条例で30 日を超える期間とすることは可能だが、執行機関の期間と離 を生じることなる。)。
(他の法令による開示の実施との調整) 第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求 者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示するこ	(他の法令による開示の実施との調整) 第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定に より、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人 情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方	(類似:現行条例第42条②)

ととされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

(手数料)

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

議長に対し開示請求をする者は、手数料として開 示請求に係る保有個人情報が記録されている公文 書1件当たり○○円を納めなければならない。

2 第28条の規定により、写しの交付を受ける者は、議長が定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

第八十九条

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ(個人情報の保護に関する法律についての事務対応 ガイド [令和3年11月時点暫定版])

(開示請求に係る手数料)

第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保

- ・執行機関側の手数料との調整が必要。
- ・本条例中に規定せず、手数料 条例中に規定する方法もあ る。
- ・現行の個人情報保護条例でして 関手数料に係る実共合は のでして のでし のでし のでして のでして
- ・法第89条が「実費の範囲内において」と規定しているが、法の適用がある地方公

	有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書一件当たり○○円とする。	共団体の機関において、コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能。 ・現行どおり、手数料は無料とし、写しの交付に要する実費の負担に係る規定を設ける。 (参考:現行条例第39条)
第2節 訂正	第二款 訂正	
(訂正請求権)	(訂正請求権)	
第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 (次に掲げるものに限る。 <u>第38条第1項</u> において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、 <u>議長</u> に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 (次に掲げるものに限る。 <u>第九十八条第一項</u> において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、 <u>当該保有個人情報を保有する行政機関の長等</u> に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下 <u>この節において</u> 同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	(参考:現行条例第28条)
(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情 報	一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	
(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、 <u>第2</u> 9条第1項の他の法令の規定により開示を受け たもの	二 開示決定に係る保有個人情報であって、 <u>第八</u> 十八条第一項の他の法令の規定により開示を受 けたもの	

		1
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂	(参考:現行条例第28条)
正の請求(以下この章及び第48条において「訂	正の請求(以下 <u>この節及び第百二十七条</u> において	
正請求」という。)をすることができる。	「訂正請求」という。) をすることができる。	
3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日か	3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日か	・訂正請求期限は90 日以内で
ら90日以内にしなければならない。	ら九十日以内にしなければならない。	あれば、個人情報保護法の 施行条例で各地方公共団体
		が定めることが許容されて
		いる。(議会の条例で 90 日
		を超える期間とすることは
		可能だが、執行機関の期間と齟齬を生じることとな
		3.).
		(参考:現行条例第28条)
(訂正請求の手続)	(訂正請求の手続)	
第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した	第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載し	(参考:現行条例第29条)
書面(第3項において「訂正請求書」という。)を	た書面(第三項において「訂正請求書」という。)	
議長に提出してしなければならない。	を <u>行政機関の長等</u> に提出してしなければならな	
	٧٠°	
(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所	一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所	(参考:現行条例第29条)
(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受け	二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた	(参考:現行条例第29条)
た日その他当該保有個人情報を特定するに足り	日その他当該保有個人情報を特定するに足りる	
る事項	事項	
(3) 訂正請求の趣旨及び理由	三 訂正請求の趣旨及び理由	(参考:現行条例第29条)
2 前項の場合において、訂正請求をする者は、 <u>議</u>	2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政	(参考:現行条例第29条)
長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個	令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個	
人情報の本人であること(前条第2項の規定によ	人情報の本人であること(前条第二項の規定によ	
る訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人	る訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人	

情報の本人の代理人であること)を示す書類を提	情報の本人の代理人であること)を示す書類を提	
示し、又は提出しなければならない。	示し、又は提出しなければならない。	
3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認	3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備	(参考:現行条例第29条)
めるときは、訂正請求をした者(以下 <u>この章</u> にお	があると認めるときは、訂正請求をした者(以下	
いて「訂正請求者」という。)に対し、相当の期	この節において「訂正請求者」という。)に対	
間を定めて、その補正を求めることができる。	し、相当の期間を定めて、その補正を求めること	
	ができる。	
(保有個人情報の訂正義務)	(保有個人情報の訂正義務)	
第33条 議長は、訂正請求があった場合において、	第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった	(参考:現行条例第33条)
当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該	場合において、当該訂正請求に理由があると認め	
訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に	るときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利	
必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしな	用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情	
ければならない。	報の訂正をしなければならない。	
(訂正請求に対する措置)	(訂正請求に対する措置)	
第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の	第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保	(参考:現行条例第31条)
訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求	有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定を	
者に対し、その旨を書面により通知しなければな	し、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知	
らない。	しなければならない。	
2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を	2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情	(参考:現行条例第31条)
しないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に	報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂	
対し、その旨を書面により通知しなければならな	正請求者に対し、その旨を書面により通知しなけ	
ν ₂ °	ればならない。	
(訂正決定等の期限)	(訂正決定等の期限)	
第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」とい	第九十四条 前条各項の決定(以下この節において	・訂正決定期限は30日以内
う。)は、訂正請求があった日から30日以内にし	「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日	であれば、個人情報保護法 の施行条例で各地方公共団

なければならない。ただし、 <u>第32条第3項</u> の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、 <u>議長</u> は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規	から三十日以内にしなければならない。ただし、 第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合 にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間 に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、 事務処理上の困難その他正当な理由があるとき	体が定めることが許容されている。(議会の条例で30日を超える期間とすることは可能だが、執行機関の期間と齟齬を生じることとなる。)。 (参考:現行条例第32条)・延長期間は30日以内であれば、個人情報保護法の施行
定する期間を 30日以内に限り延長することができる。この場合において、 <u>議長</u> は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	は、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、 <u>行政機関の長等</u> は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	条例で各地方公共団体が定めることが許容されている。(議会の条例で 30 日を超える期間とすることは可能だが、執行機関の期間と齟齬を生じることとなる。)。 (参考:現行条例第32条)
(訂正決定等の期限の特例)	(訂正決定等の期限の特例)	
第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に 長期間を要すると認めるときは、前条の規定にか かわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足 りる。この場合において、行政機関の長等は、同 条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対 し、次に掲げる事項を書面により通知しなければ ならない。	(参考:現行条例第32条)
(1) この条の規定を適用する旨及びその理由	一 この条の規定を適用する旨及びその理由	(参考:現行条例第32条)
(2) 訂正決定等をする期限	二 訂正決定等をする期限	(参考:現行条例第32条)
2 前条の規定による訂正決定等をしなければなら		・第 26 条第 2 項参照。

期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期		
間に算入しない。		
	(事案の移送)	
	第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保	・移送については、法の規定
	有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開	の限界上、規定しないこと とする。
	示に係るものであるとき、その他他の行政機関の	
	長等において訂正決定等をすることにつき正当な	
	理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協	
	議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を	
	移送することができる。この場合においては、移	
	送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、	
	事案を移送した旨を書面により通知しなければな	
	<u>らない。</u>	
	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移	
	送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請	
	求についての訂正決定等をしなければならない。	
	この場合において、移送をした行政機関の長等が	
	移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長	
	等がしたものとみなす。	
	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の	
	長等が第九十三条第一項の決定(以下この項及び	
	<u>次</u> 条において「訂正決定」という。)をしたときは、	
	移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基	
	づき訂正の実施をしなければならない。_	

(保有個人情報の提供先への通知)	(保有個人情報の提供先への通知)	
第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく	第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく	(参考:現行条例第33条)
保有個人情報の訂正の実施をした場合において、	保有個人情報の訂正の実施をした場合において、	
必要があると認めるときは、当該保有個人情報の	必要があると認めるときは、当該保有個人情報の	
提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通	提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通	
知するものとする。	知するものとする。	
第3節 利用停止	第三款 利用停止	
(利用停止請求権)	(利用停止請求権)	
第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報	第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情	(参考:現行条例第34条)
が次の各号のいずれかに該当すると思料するとき	報が次の各号のいずれかに該当すると思料すると	
は、この条例の定めるところにより、 <u>議長</u> に対し、	きは、この法律の定めるところにより、当該保有	
当該各号に定める措置を請求することができる。	個人情報を保有する <u>行政機関の長等</u> に対し、当該	
ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又	各号に定める措置を請求することができる。ただ	
は提供の停止 (以下 <u>この章</u> において「利用停止」と	し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提	
いう。)に関して他の法令の規定により特別の手続	供の停止(以下 <u>この節</u> において「利用停止」とい	
が定められているときは、この限りでない。	う。) に関して他の法令の規定により特別の手続が	
	定められているときは、この限りでない。	
(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されて	一 第六十一条第二項の規定に違反して保有され	
いるとき、 <u>第6条</u> の規定に違反して取り扱われ	ているとき、 <u>第六十三条</u> の規定に違反して取り	
ているとき、 <u>第7条</u> の規定に違反して取得され	扱われているとき、 <u>第六十四条</u> の規定に違反し	
たものであるとき、又は <u>第12条第1項及び第</u>	て取得されたものであるとき、又は <u>第六十九条</u>	
<u>2項</u> の規定に違反して利用されているとき 当	第一項及び第二項の規定に違反して利用されて	
該保有個人情報の利用の停止又は消去	いるとき 当該保有個人情報の利用の停止又は	
	消去	

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反し	二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条	(参考:現行条例第34条)
て提供されているとき 当該保有個人情報の提	<u>第一項</u> の規定に違反して提供されているとき	
供の停止	当該保有個人情報の提供の停止	
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利	(参考:現行条例第34条)
用停止の請求(以下 <u>この章及び第48条</u> において	用停止の請求(以下 <u>この節及び第百二十七条</u> にお	
「利用停止請求」という。)をすることができる。	いて「利用停止請求」という。)をすることができ	
	る。	
3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた 日から 9 0 日以内にしなければならない。	3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた 日から九十日以内にしなければならない。	・利用停止請求の期限は90日 以内であれば、個人情報保 護法の施行条例で各地方公 共団体が定めることが許容 されている。(議会の条例 で90日を超える期間とする ことは可能だが、執行機関 の期間と齟齬を生じること となる。)。 (参考:現行条例第34条)
(利用停止請求の手続)	(利用停止請求の手続)	
第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載	第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記	(参考:現行条例第35条)
した書面(第3項において「利用停止請求書」とい	載した書面(第三項において「利用停止請求書」と	
う。)を議長に提出してしなければならない。	いう。)を行政機関の長等に提出してしなければな	
	らない。	
(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は	一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居	(参考:現行条例第35条)
居所	所	
(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を	二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受	(参考:現行条例第35条)
受けた日その他当該保有個人情報を特定するに	けた日その他当該保有個人情報を特定するに足	
足りる事項	りる事項	
(3) 利用停止請求の趣旨及び理由	三 利用停止請求の趣旨及び理由	(参考:現行条例第35条)
(3) 利用停止請求の壓百及び埋出		(3 2)0113 (1/3) () (-)

- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、 議長が定めるところにより、利用停止請求に係る 保有個人情報の本人であること(前条第2項の規 定による利用停止請求にあっては、利用停止請求 に係る保有個人情報の本人の代理人であること) を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、 政令で定めるところにより、利用停止請求に係る 保有個人情報の本人であること(前条第二項の規 定による利用停止請求にあっては、利用停止請求 に係る保有個人情報の本人の代理人であること) を示す書類を提示し、又は提出しなければならな い。
- (参考:現行条例第35条)

- 3 <u>議長</u>は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下<u>この章</u>において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 3 <u>行政機関の長等</u>は、利用停止請求書に形式上の 不備があると認めるときは、利用停止請求をした 者(以下<u>この節</u>において「利用停止請求者」とい う。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求 めることができる。

(参考:現行条例第35条)

(保有個人情報の利用停止義務)

(保有個人情報の利用停止義務)

- 第40条 <u>議長</u>は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、<u>議会</u>における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (参考:現行条例第36条)

(利用停止請求に対する措置)	(利用停止請求に対する措置)	
第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情	第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る	(参考:現行条例第37条)
報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、	保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の	
利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知	決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面	
しなければならない。	により通知しなければならない。	
2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利	2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個	(参考:現行条例第37条)
用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用	人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定	
停止請求者に対し、その旨を書面により通知しな	をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面によ	
ければならない。	り通知しなければならない。	
(利用停止決定等の期限)	(利用停止決定等の期限)	
第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」	第百二条 前条各項の決定(以下この節において「利	(参考:現行条例第38条)
という。)は、利用停止請求があった日から30日	用停止決定等」という。)は、利用停止請求があっ	
以内にしなければならない。ただし、第39条第	た日から三十日以内にしなければならない。ただ	
3項の規定により補正を求めた場合にあっては、	し、 <u>第九十九条第三項</u> の規定により補正を求めた	
当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該	
	期間に算入しない。	
2 前項の規定にかかわらず、 <u>議長</u> は、事務処理上	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、	(参考:現行条例第38条)
の困難その他正当な理由があるときは、同項に規	事務処理上の困難その他正当な理由があるとき	
定する期間を30日以内に限り延長することがで	は、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長	
きる。この場合において、 <u>議長</u> は、利用停止請求者	することができる。この場合において、 <u>行政機関</u>	
に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由	<u>の長等</u> は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長	
を書面により通知しなければならない。	後の期間及び延長の理由を書面により通知しなけ	
	ればならない。	

(利用停止決定等の期限の特例)	(利用停止決定等の期限の特例)	
第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を	第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特	(参考:現行条例第38条)
要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、	に長期間を要すると認めるときは、前条の規定に	
相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。	かかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をす	
この場合において、 <u>議長は</u> 、同条第1項に規定す	れば足りる。この場合において、行政機関の長等	
る期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる	は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請	
事項を書面により通知しなければならない。	求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知し	
	なければならない。	
(1) この条の規定を適用する旨及びその理由	一 この条の規定を適用する旨及びその理由	(参考:現行条例第38条)
(2) 利用停止決定等をする期限	二 利用停止決定等をする期限	(参考:現行条例第38条)
2 前条の規定による利用停止決定等をしなければ		・第 26 条第 2 項参照。
ならない期間に、議長及び副議長がともに欠けて		
いる期間があるときは、当該期間の日数は、同条		
の期間に算入しない。		
第4節 審査請求	第四款 審査請求	
(審理員による審理手続に関する規定の適用除	(地方公共団体の機関等における審理員による審	
外)	理手続に関する規定の適用除外等)	
第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定	第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法	・従来の条例の規定を踏襲し
等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求	人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決	たもの。 (参考:現行条例第40条)
に係る不作為に係る審査請求については、行政不	定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請	(5.1 30113 30013 2.3 30)
服審査法 (平成26年法律第68号)第9条第1	求に係る不作為に係る審査請求については、行政	
<u>項</u> の規定は、適用しない。	不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七	
	条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第	
	五十条第二項の規定は、適用しない。	

(審査会への諮問)	(審査会への諮問)	
第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等	第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等	・審査会については、①議会に
又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に	又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に	審査会を置く、②執行機関 の附属機関である審査会に
係る不作為について審査請求があったときは、議	係る不作為について審査請求があったときは、当	諮問する、③ 行政不服審査
	該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等	会に諮問することが考えら
— 芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年	は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、	れるが、従来の条例で多数
芦屋市条例第5号)第2条の表に規定する芦屋市		│ であった② を想定した規 │ 定とした。
情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」と	る裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長で	- こった。 - ・この場合、議長が行った行政
いう。)に諮問しなければならない。	ある場合にあっては、別に法律で定める審査会)	処分への審査請求に関して
V- 7 67	に諮問しなければならない。	執行機関の附属機関に諮問
	に鉛回しなりれはなりない。	することについて、整理を することが望ましい。
		・なお、①を採用する場合、均
		方自治法上、議会には附属
		機関は設置できないと解る
		れていることについて、
		理が必要となる。
		・規定順としては、審理員に、 る審理手続の規定の適用
		る番垤于杭の規定の週用 外→審査会への諮問の独
		規定が自然。国については
		その順(104条→105条)
		なっており、その形に倣
		こととする。
		※ 既存の条例の個人情報
		護審査会を用いる場合、
		該条例の担当事務に本条件
		(例)事務を加える必要:
		ある。

審査請求が不適法であり、却下する場合

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(参考:現行条例第40条)

		1
(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査	二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査	(参考:現行条例第40条)
請求に係る保有個人情報の全部を開示すること	請求に係る保有個人情報の全部を開示すること	
とする場合(当該保有個人情報の開示について	とする場合(当該保有個人情報の開示について	
反対意見書が提出されている場合を除く。)	反対意見書が提出されている場合を除く。	
(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査	三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査	(参考:現行条例第40条)
請求に係る保有個人情報の訂正をすることとす	請求に係る保有個人情報の訂正をすることとす	
る場合	る場合	
(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査	四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査	(参考:現行条例第40条)
請求に係る保有個人情報の利用停止をすること	請求に係る保有個人情報の利用停止をすること	
とする場合	とする場合	
2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、	2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等	・議長は一人のため、表現調
次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなけ	は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知し	整。 (参考:現行条例第40条)
ればならない。	なければならない。	
(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第1	一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十	(参考:現行条例第40条)
3条第4項に規定する参加人をいう。以下この	三条第四項に規定する参加人をいう。以下この	
項及び次条第2号において同じ。)	項及び <u>第百七条第一項第二号</u> において同じ。)	
(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者	二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者	(参考:現行条例第40条)
(これらの者が審査請求人又は参加人である場	(これらの者が審査請求人又は参加人である場	
合を除く。)	合を除く。	
(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示に	三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示につ	(参考:現行条例第40条)
ついて反対意見書を提出した第三者(当該第三	いて反対意見書を提出した第三者(当該第三者	
者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)	が審査請求人又は参加人である場合を除く。	
	3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方	
	独立行政法人について準用する。この場合におい	
	て、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審	

	査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会	
	計検査院長である場合にあっては、別に法律で定	
	める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八	
	十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるも	
	<u>のとする。</u>	
(第三者からの審査請求を棄却する場合等におけ	(第三者からの審査請求を棄却する場合等におけ	
る手続等)	る手続等)	
第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のい	第百七条 <u>第八十六条第三項</u> の規定は、次の各号の	(参考:現行条例第41条)
ずれかに該当する裁決をする場合について準用す	いずれかに該当する裁決をする場合について準用	
る。	する。	
(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を	一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却	(参考:現行条例第41条)
却下し、又は棄却する裁決	下し、又は棄却する裁決	
(2) 審査請求に係る開示決定等 (開示請求に係る	二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る	(参考:現行条例第41条)
保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除	保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除	
く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情	く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情	
報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が	報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が	
当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を	当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を	
表示している場合に限る。)	表示している場合に限る。)	
	2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は	・審査請求に関する規定につ
	開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る	いては、本条例第 45 条及び 第 46 条に定めるもののほ
	不作為についての審査請求については、政令(地	か、一般法である行政不服
	方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあって	審査法が適用され、同法は、
	は、条例) で定めるところにより、行政不服審査法	条例事項を限定的に規定し ている。そのため、一般的に
	第四条の規定の特例を設けることができる。	このような準用規定を設け
		る意義は低い。
第5章 雑則	第六節 雑則	

(適用除外)	(適用除外等)	
	第百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは	・議会が行うことは想定され
	少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官	ない処分等のため不要。
	若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保	
	護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有	
	個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた	
	者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申	
	があった者に係るものに限る。)については、適	
	用しない。_	
第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録す	2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独	
る公文書に記録されているものに限る。)のうち、	立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例	
まだ分類その他の整理が行われていないもので、	に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等	
同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるた	に記録されているものに限る。) のうち、まだ分類	
めその中から特定の保有個人情報を検索すること	その他の整理が行われていないもので、同一の利	
が著しく困難であるものは、 <u>第4章</u> (<u>第4節</u> を除	用目的に係るものが著しく大量にあるためその中	
く。) の規定の適用については、 <u>議会</u> に保有されて	から特定の保有個人情報を検索することが著しく	
いないものとみなす。	困難であるものは、 <u>第四節</u> (<u>第四款</u> を除く。)の規	
	定の適用については、 <u>行政機関等</u> に保有されてい	
	ないものとみなす。	
(開示請求等をしようとする者に対する情報の提	(開示請求等をしようとする者に対する情報の提	
供等)	供等)	
第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止	第百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請	
請求(以下この条において「開示請求等」という。)	求若しくは利用停止請求又は第百十二条第一項若	
をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示	しくは第百十八条第一項の提案(以下この条にお	
請求等をすることができるよう、保有個人情報の	いて「開示請求等」という。) をしようとする者が	

特定その他開示請求等をしようとする者の利便を 考慮した適切な措置を講ずるものとする。
関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 (個人情報等の取扱いに関する苦情処理) (行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理) 第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報の取扱いに関する苦情の関大の表別では一般である。 (参考:現行条例第43条)はの個人情報、仮名加工情報の取扱いに関する苦情の関する苦情の関大の表別である。 (参考:現行条例第43条)はの個人情報、仮名加工情報の取扱いに関する苦情の
に資する情報の提供その他開示請求等をしようと する者の利便を考慮した適切な措置を講ずるもの とする。 (個人情報等の取扱いに関する苦情処理)
する者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 (個人情報等の取扱いに関する苦情処理) (行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理) 第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報の取扱いに関する苦情の はる個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の はる個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の
とする。 第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の 第百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の
(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報の取扱いに関する苦情の第百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等におておりる個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の
る苦情処理) 第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加 工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の 第百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等にお ける個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の (参考:現行条例第43条)
第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加 第百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等にお (参考:現行条例第43条 工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の ける個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の
工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の ける個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の
適切かつ迅速な処理に努めなければならない。 取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め
なければならない。
(<mark>審査会</mark> への諮問) (地方公共団体に置く審議会等への諮問)
第50条 <u>議長</u> は、個人情報の適正な取扱いを確保 第百二十九条 <u>地方公共団体の機関</u> は、 <u>条例で定め</u> ・第45条参照。
するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが <u>るところにより、第三章第三節の施策を講ずる場</u>
特に必要であると認めるときは、審査会に諮問す 合その他の場合において、個人情報の適正な取扱
ることができる。 いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴
くことが特に必要であると認めるときは、審議会
その他の合議制の機関に諮問することができる。
(施行の状況の公表) (施行の状況の公表)
第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、こ ・地方議会は、個人情報係
<u>の</u> 法律の施行の状況について報告を求めることが 員会から報告を求めら ことはない。
できる。
第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、そ (参考:現行条例第49条

(補則)		
第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議		(参考:現行条例第53条)
長が定める。		
第6章 罰則	第八章 罰則	
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第	第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であ	・議員(議長含む。)は罰則の
2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務	った者、第六十六条第二項各号に定める業務若し	対象外。 ・長や副知事・副市町村長は、
に従事している者若しくは従事していた者又は <u>議</u>	くは第七十三条第五項若しくは第百二十一条第三	罰則の対象とされており、
<u>会</u> において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名	<u>項</u> の委託を受けた業務に従事している者若しくは	これとの均衡が問題となる
ー 加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若し	ー 従事していた者又は <u>行政機関等</u> において個人情	が、① 議会における議員の自由な発言の保障の必要性
くは従事していた派遣労働者が、正当な理由がな	報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱い	は高いこと、②(免責特権
いのに、個人の秘密に属する事項が記録された第	に従事している派遣労働者若しくは従事していた	がない)地方議会議員に対
2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その	派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘	し、発言について罰則を設 けることは萎縮効果を生じ
全部又は一部を複製し、又は加工したものを含	密に属する事項が記録された第六十条第二項第一	るおそれがあること、③国
む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は10	号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を	会議員についても罰則は設
0万円以下の罰金に処する。	 複製し、又は加工したものを含む。)を提供したと	けられていないこと等から、議員に罰則を設けない
	きは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処	こととする。
	する。	・議長については、議会の事務
		を統理することから(地方
		自治法第104条)、事務局の職員と同様に罰則の対象と
		すべきとの見解もあるが、
		①罰則規定は作為又は不作
		為義務を前提とするとこ
		ろ、本条例(例)で義務を負 うのは機関としての議会で
		あり、議長ではないこと(第
		10 条等)、② 議長である議
		員が得た個人情報ファイル
		が、議長として得たものか

		議員として得たものかは判 断が困難であること、③議
		長を罰則の対象とするなら
		ば、議長経験者である議員
		も議長であった者として罰
		則の対象とすることとなる
		が、職員であった者が新た
		に個人情報ファイルを正当
		に入手することは想定しつ
		らいのに対し、議長経験者
		である議員は議員活動の中
		で個人情報ファイルを入手 することも想定され、議長
		経験者である議員の議員活
		動に支障をきたす恐れがあ
		ること等から、議長も罰則
		の対象外とすることとす
		る。
		・なお、議員に罰則を課さなか
		ったとしても、議員の職務
		に背いた発言を行った場
		合、議員の属する議会の地
		方公共団体は、国家賠償法の規定による損害賠償責任
		を負う場合がある (最半
		H9.9.9 民集 51.8.3850)。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して	第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業	(参考:現行条例第54条)
知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不	務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは	
正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗	
は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処	用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下	
する。	の罰金に処する。	

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職	第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用	・議長については、議会の事務
務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属す	して、専らその職務の用以外の用に供する目的で	を統理することから(地方 自治法第 104 条)、事務局の
 る事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を	 個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画	日石伝第 104 来八事務局の 職員と同様に罰則の対象と
		すべきとの見解もあるが、
収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以	又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲	① 罰則規定は作為又は不
下の罰金に処する。	役又は五十万円以下の罰金に処する。	作為義務を前提とするとこ
		る、本条例(例)で義務を
		負うのは機関としての議会
		であり、議長ではないこと
		(第 10 条等)、②議長であ
		る議員が得た個人情報が、
		議長として得たものか議員
		として得たものかは判断が
		困難であること、③議員の
		職務は広汎かつ不明確であり、業長に罰則な調すより業
		り、議長に罰則を課すと、議 員としての職務への萎縮効
		果を生じるおそれがあるこ
		と等から、議長も罰則の対
		象外とすることとする。
		(参考:現行条例第56条)
第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこ	第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第	(参考:現行条例第57条)
れらの条の罪を犯した者にも適用する。	百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本	
	<u>国外</u> においてこれらの条の罪を犯した者にも適用	
	する。	
第57条 偽りその他不正の手段により、第24条	第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者	・30条は個人情報取扱事業者
第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受け	は、十万円以下の過料に処する。	に係る規定、51 条は民間団 体に係る規定なので議会は
	#用する場合を含む。) 又は第五十六条の規定に	・地方自治法第14条第3項
		の規定により条例で規定で
	違反した者	きる過料の上限は5万円

	 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第 三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報 の開示を受けた者 	(参考:現行条例第58条)
附則		
(施行期日)		
1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。		
(芦屋市○○○条例の一部改正)		
2 芦屋市○○○条例(令和4年芦屋市条例第号)の一部を次のように改正する。		
本条例の規定による開示決定等に対する案本 請求や個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特 に必要であるときは、現行条例同様案本会に諮問できるように(本条例第45条、第50条関 係)、関係条例の背屋市情報公開・個人情報保 護審査会の担任事務の規定を整備		

芦屋市議会個人情報の保護に関する条例(案)

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条—第16条)
- 第3章 個人情報ファイル(第17条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第18条—第30条)
 - 第2節 訂正 (第31条—第37条)
 - 第3節 利用停止 (第38条--第43条)
 - 第4節 審査請求 (第44条—第46条)
- 第5章 雑則 (第47条—第52条)
- 第6章 罰則(第53条—第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、芦屋市議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることができるものを含む。)
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号 のうち、議長が定めるものをいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの をいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により 特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置 を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られ る個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の 記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該 個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置 を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であっ て、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をい う。
- 1 1 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

- **12** この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第 1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。) 別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条 第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

- **第4条** 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並 びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、そ の利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる 範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

- **第5条** 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、 次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する おそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若 しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正 な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣 労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関 して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条

議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

- 第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は 提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的 以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならな い	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に	人の生命、身体又は財産の保護のため
	提供するとき	に必要がある場合であって、本人の同
		意があり、又は本人の同意を得ること
		が困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規	第12条第5項の規定により読み替え
	定に違反して利用されているとき	て適用する同条第1項及び第2項(第
		1号に係る部分に限る。)の規定に違
		反して利用されているとき、番号法第
		20条の規定に違反して収集され、若
		しくは保管されているとき、又は番号
		法第29条の規定に違反して作成され
		た特定個人情報ファイル(番号法第2
		条第9項に規定する特定個人情報ファ
		イルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を 提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個 人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その 他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び 第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはなら ない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な 措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2 以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた 者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条

議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報 の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた 者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- **第17条** 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に 掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表 しなければならない。
 - (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的

- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の 氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される 個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人 情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理 人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開 示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

- 第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。
 - (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

- 第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
 - (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員 (独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等 の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独 立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報である ときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であ

- って、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における 通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状 況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討 又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当 に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは 不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難に するおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営 上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- 第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益 を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができ る。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求と対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示 請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- **第25条** 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項 の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間 を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長 後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間がある ときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求 者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が 含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めると ころにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与 えることができる。
- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」 という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情

報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。た だし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければ ならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

- 第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に 規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、 当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法に よる開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、こ の限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、 前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

- 第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。
- 2 第28条の規定により、写しの交付を受ける者は、議長が定めるところにより、当該写しの作成その他の 交付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

- 第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。) の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂 正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報 の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

- **第32条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。
 - (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求 に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

- **第34条** 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、 その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、そ の旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

- 第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間 を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長 後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

- 第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 訂正決定等をする期限
- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

- 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、 第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用 されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止 請求」という。)をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

- 第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を 議長に提出してしなければならない。
 - (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人 情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報 の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- 第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求 求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者 に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

- 第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内に しなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した 日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間 を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、 延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

- 第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限
- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間 があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不 作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用 しない。

(審査会への諮問)

- 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作 為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、芦屋市附属機関の 設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条の表に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査 会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合 (当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条 第2号において同じ。)
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

- 第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更 し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報 の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類 その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の 保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、 議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示 請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ 迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(補則)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

- 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益 を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が 記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(芦屋市個人情報保護法施行条例の一部改正)

- 2 芦屋市個人情報保護法施行条例(令和4年芦屋市条例第 号)の一部を次のように改正する。 附則第5条の改正規定を次のように改める。
 - 第2条の表市長芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の項を次のように改める。

個人情報促進電本 名例(立式14年 1-181 て沖目ナモナスター	
個人情報保護審査 条例(平成14年 に関して識見を有する者	
会 芦屋市条例第15	
号)第16条第3	
項及び第4項の規	
定による諮問に応	
じ審査請求につい	
て調査審議するこ	
ا ا ا ا ا	
(2) 情報公開制度の	
運用と改善に関す	
る事項について調	
<u> </u>	
(3) 個人情報の保護	
に関する法律(平	
成15年法律第5	
7号)第105条	
第3項において準	
用する同条第1項	
の規定による諮問	
に応じ審査請求に	

	ついて調査審議す		
	ること。		
	(4) 芦屋市個人情報		
	保護法施行条例		
	(令和4年芦屋市		
	条例第一号)第		
	8条の規定による		
	諮問に応じ調査審		
	議すること。		
	(5) 特定個人情報保		
	護評価に関する規		
	則(平成26年特		
	定個人情報保護委		
	員会規則第1号)		
	第7条第4項の規		
	定により、行政手		
	続における特定の		
	個人を識別するた		
	めの番号の利用等		
	に関する法律(平		
	成25年法律第2		
	7号)第28条第		
	1項に規定する評		
	価書に記載された		
	同法第2条第9項		
	に規定する特定個		
	人情報ファイルの		
	取扱いに関する事		
	項について調査審		
	議すること。		
	(6) 芦屋市議会個人		
	情報の保護に関す		
	る条例(令和5年		
	芦屋市条例第		
	号)第45条の規		
	定による諮問に応		
	じ審査請求につい		
	て調査審議するこ		
	ا کی		
	こ。 (7) 芦屋市議会個人		
	情報の保護に関す		
	る条例第50条の		
	規定による諮問に		
	応じ調査審議する		
	こと。		
L			

(芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 3 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年芦屋市条例第 号)の一部を次のように改正する。 第5条第1号に次のように加える。
 - ウ 芦屋市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年芦屋市条例第 号)第45条の規定により審査会 に諮問をした議長
 - 第5条第3号を次のように改める。
 - (3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定 等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報を いう。)及び芦屋市議会個人情報の保護に関する条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第 1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(同条例第2条第4項 に規定する保有個人情報をいう。)をいう。
 - 第11条に次の1号を加える。
 - (4) 芦屋市議会個人情報の保護に関する条例第50条の規定により審査会に諮問をした議長

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分が改正部分)

	芦屋市議会個人情報の保護に関する条例による改正(案)						芦屋市	i個人情報保護法		例による改正後	
(]	没置)					(]	没置)				
第2	条 市に次の)とおり附属機関	目を置く	0		第2	条 市に次の)とおり附属機関	目を置く	0	
	附属機関の	担任事務	委員定	委員の構成	任期		附属機関の	担任事務	委員定	委員の構成	任期
機関	名称		数			機関	名称		数		
の属						の属					
する						する					
執行						執行					
機関						機関					
市長	(略)	T		T		市長				T	
					2年		芦屋市情報			情報公開及び個人	2年
11	公開・個人 情報保護審	報公開条例 (平成14		情報保護に関して 識見を有する者			公開・個人 情報保護審	報公開条例 (平成14		情報保護に関して 識見を有する者	
1 1	用報体護衛 査会	T		-		1 1	用報体設备 査会	年成14		戦兄と有りる有	
	<u> </u>	例第15号)						例第15号)			
		第16条第						第16条第			
		3項及び第						3項及び第			
		4項の規定						4項の規定			
		による諮問に応じ審査						による諮問に応じ審査			
		ほ心し番旦 請求につい						ほ心し番旦 請求につい			
		て調査審議						て調査審議			
		すること。						すること。			
		(2) 情報公開						(2) 情報公開			
		制度の運用						制度の運用			
		と改善に関する事項に						と改善に関する事項に			
		うる事項に						りる事項に			
		審議するこ						審議するこ			
		ء کے						ی ج			

芦屋市議会個人情報の保護に関する条例による改正(案)	芦屋市個人情報保護法施行条例による改正後
規行おの別の用る2第2名記言第定個ア扱るい議の別の用る2第2第2項る記言第定個ア扱るい議の関呼法)第定書れ2に特報の関に査と市情に例は所述の関連法)第定書れ2に特報の関に査と市情に例は例は一次を1000円である100円である	規行おの別の用る2第2項る記同第定個ア扱るい議 に手る人る号に律年7条規価さ第項る情ルに項調こ り第定書れ2に特報の関に査と り第定書れ2に特報の関に査と である。 である記言第2項の記言であるい議

(下線部分が改正部分)

芦屋市議会個人情報の保護に関する条例による改正(案)

(審査請求の調査審議の手続に係る諮問実施機関等)

- 第5条 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 諮問実施機関 次に掲げる機関をいう。
 - ア 芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)第 16条第3項又は第4項の規定により審査会に諮問をした 実施機関
 - イ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。 以下「法」という。)第105条第3項において準用する同 条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(芦屋市 個人情報保護法施行条例(令和4年芦屋市条例第 号)第 3条に規定する実施機関をいう。)
 - ウ 芦屋市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年芦屋市 条例第 号)第45条の規定により審査会に諮問をした議長
- (2) 公文書 芦屋市情報公開条例第12条第1項に規定する公 開決定等に係る公文書(同条例第2条第2号に規定する公文書 をいう。)をいう。
- (3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又 は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利 用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定す る保有個人情報をいう。)及び芦屋市議会個人情報の保護に関 する条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係 る保有個人情報(同条例第2条第4項に規定する保有個人情報 をいう。)をいう。

芦屋市情報公開·個人情報保護審查会条例(新規制定)

(審査請求の調査審議の手続に係る諮問実施機関等)

- 第5条 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 諮問実施機関 次に掲げる機関をいう。
 - ア 芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)第 16条第3項又は第4項の規定により審査会に諮問をした 実施機関
 - イ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。 以下「法」という。)第105条第3項において準用する同 条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(芦屋市 個人情報保護法施行条例(令和4年芦屋市条例第 号)第 3条に規定する実施機関をいう。)
- (2) 公文書 芦屋市情報公開条例第12条第1項に規定する公 開決定等に係る公文書(同条例第2条第2号に規定する公文書 をいう。)をいう。
- (3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又 は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利 用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定す る保有個人情報をいう。)をいう。

芦屋市議会個人情報の保護に関する条例による改正(案)

(審査請求以外の調査審議の手続に係る諮問実施機関)

- 第11条 この条及び次条において「諮問実施機関」とは、次に掲 第11条 この条及び次条において「諮問実施機関」とは、次に掲 げる機関をいう。
- (1) 芦屋市情報公開条例に基づく情報公開制度の運用と改善に 関する事項について審査会に諮問をした実施機関(同条例第2 条第1号に規定する実施機関をいう。)
- (2) 芦屋市個人情報保護法施行条例第8条の規定により審査会 に諮問をした実施機関(同条例第3条に規定する実施機関をい う。)
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情 報保護委員会規則第1号) 第7条第4項の規定により、行政手 続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評 価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報フ ァイルの取扱いに関する事項について審査会に諮問をした機関
- (4) 芦屋市議会個人情報の保護に関する条例第50条の規定に より審査会に諮問をした議長

芦屋市情報公開·個人情報保護審查会条例(新規制定)

(審査請求以外の調査審議の手続に係る諮問実施機関)

- げる機関をいう。
- (1) 芦屋市情報公開条例に基づく情報公開制度の運用と改善に 関する事項について審査会に諮問をした実施機関(同条例第2 条第1号に規定する実施機関をいう。)
- (2) 芦屋市個人情報保護法施行条例第8条の規定により審査会 に諮問をした実施機関(同条例第3条に規定する実施機関をい う。)
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情 報保護委員会規則第1号) 第7条第4項の規定により、行政手 続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評 価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報フ ァイルの取扱いに関する事項について審査会に諮問をした機関